

# CAMPUS LIFE

2025

Keiai junior college

**I**

学生生活のてびき

学生生活 ..... 9

**II**

資料編 ..... 55

# 目次

創立者のことば .....	4
学園の構成 .....	6
沿革 .....	7
教育目的・方針 .....	8

## I

### 学生生活の てびき

#### 学生生活

1. 学生証／証明書の発行 .....	10
2. 快適な学生生活のために .....	15
3. 奨学金・経済支援 .....	42
4. 課外活動 .....	47
5. 施設の上手な利用方法 .....	49

## II

### 資料編

1. 学則等規則 .....	56
2. キャンパスマップ .....	68
3. 学園歌 .....	78
4. 2025年度 学事日程 .....	80

# 建学の精神



**Worship Your Heaven, Love Your Neighbours.**

敬天愛人 建学の精神

南洲唱えて 我等に迫れり

豪気堂々 天地を貫く

永遠の校風 我等築かむ

創立者 長戸路政司

---

本学は「敬天愛人」を建学の精神とする。学園の創立者長戸路政司は、尊敬してきた西郷南洲（隆盛）の精神の根底が敬天愛人にあることを思い建学の精神をここに置いた。

建学の精神「敬天愛人」とは、天地宇宙はいわばわれわれ人間の生みの親、したがって、その天地宇宙を支配する道理を謙虚に追求し、それに随順して生き、人を憎まず、われひと共に成り立ち得る愛の道を実践していくことである。

この建学の精神をモットーに創立以来今日まで堅実でしかも積極性を持つ人格円満な人材育成の場として、清新で明朗な学風のある学園であることを絶えず期している。

# 創立者のことば

今から五十数年前、千葉市の一角に私学を創立し、建学の精神として「敬天愛人」を掲げ、昭和41年にいたり千葉敬愛経済大学を創立した。

「敬天愛人」の愛人は、人間相互のつながりを、敬天は、宇宙の絶対者と人間の生命的なつながりを、それぞれ本来あるべき姿において示すものであり、窮極の意味において、まさに人類の黄金律というべきものである。本大学の教育方針は、力強くこの目標に向かって前進することである。この土台の上に学生諸君の品性を磨き、人格を高揚せしめ、その深い人間性を発揚せしめようということ。これが本大学の第一の念願とするところである。

(創立者 長戸路 政司)



追記 本学は昭和63年4月、建学の精神「敬天愛人」を端的に表わすため大学の名称を「敬愛大学」と改め、その教育目標に向かって、ますますの発展を期している。

## 創立者の横顔

本学園の創立者長戸路政司は、明治17年、千葉県の上野里浜に近い野栄町（現・匝瑳市）に生まれ、長じて旧制第二高等学校をへて、明治43年に東京帝国大学法科大学を卒業した。卒業後ただちに和歌山地方裁判所検事局検事に任官したが、感じるころがあつて検事の職を辞し、大正2年東京で弁護士を開業した。

開業後しだいに弁護士としての名声を博しつつあつたにもかかわらず、その業務にあきたらず、教育こそ人生にとって最も崇高な事業であるという思いを深めていった。そしてついに大正10年、「敬天愛人」を建学精神とする八日市場女学校を開設したのである。

「敬天愛人」は西郷南洲の遺訓である。創立者は大学在学当時から、『天は人も我も同一に愛し給う故、我を愛する心を以て人を愛するなり』という南洲の訓え（『西郷南洲翁遺訓』第24ヶ条）に深い啓示をうけ、南洲の聖なる人格と高邁な見識に傾倒していた。八日市場女学校が敬天愛人を建学の精神として掲げたのも、『講学の道は敬天愛人を目的とす』という南洲の訓えになつたものである。

八日市場女学校について、千葉市に関東中学（旧制）を開設し、以来、大正末期から昭和初期にかけてのきびしい世相の中で、さらには戦前・戦中の苛烈な時代を通じて、ただひたすら子弟の教育と学校経営に渾身の力をふりしぼってきた。

戦後は荒廃した学園の立て直しに務めるとともに、学制改革の施行にともない、学校法人の設立・八日市場高等女学校及び関東中学の新制高校への編成替え（現 千葉敬愛高等学校）などを行って、新時代に応じた教育を展開するための基礎をかためた。

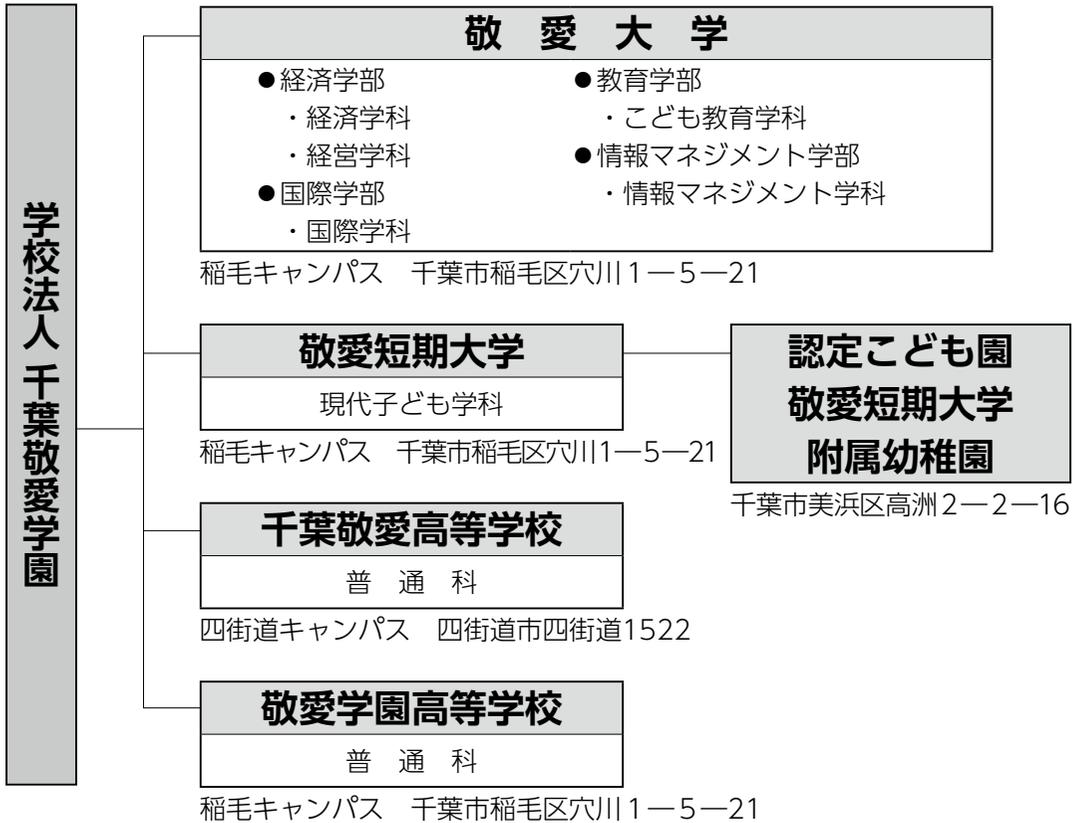
昭和25年には、全国にさきがけて、千葉敬愛短期大学・初等教育科を開設した。これは時代の要請に合致し、以後40余年にわたって、本県はじめ近傍都県の教育需要に大きな貢献を果たした。昭和33年、科学技術時代の到来を予想して工業商業4科を併設する千葉工商高等学校（現 敬愛学園高等学校）を設置。昭和41年には、かねての宿願であつた千葉敬愛経済大学を開設した。

今や本学園は、大学・短大・高校2校及び幼稚園を設置し、学生・生徒・園児五千人を擁する学園に発展した。また、姉妹学園の長戸路学園には、敬愛短期大学八日市場高等学校と横芝敬愛高等学校が設置されている。

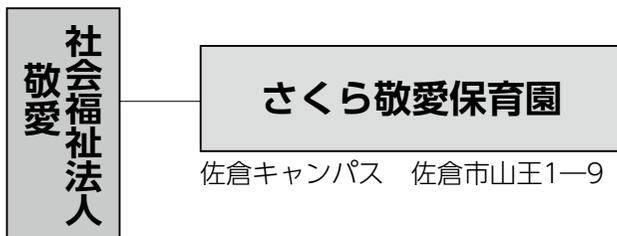
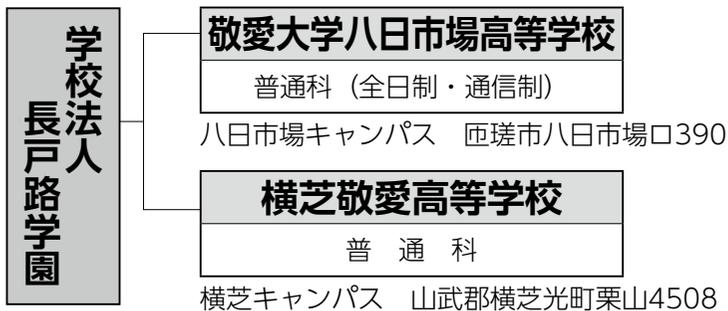
創立者長戸路政司は、教育をおのれの天命と信じ、終始一貫至誠をささげて教育に尽瘁した。明敏な先見性と果敢なたゆむことなき前進は、創立者のきわだった特質であつた。一方、温愛あふれた人柄は教職員・父母・子弟の敬慕を集め、その感化はひろい範囲に及んだのである。

創立者はまた、請われていろいろな公職にたずさわった。教育をはじめとする偉大な社会的貢献にたいしてかずかずの荣誉が授与され、昭和55年95才をもってその生涯を閉じたのである。

## 学園の構成



姉妹組織として、学校法人長戸路学園、社会福祉法人敬愛があります。



## 沿革

長戸路政司先生が大正10（1921）年4月、現在の匝瑳市八日市場に八日市場女学校を創設したことが本学園の源流である。以来、学園は発展を重ね現在では敬愛大学、敬愛短期大学、認定こども園敬愛短期大学附属幼稚園、千葉敬愛高等学校及び敬愛学園高等学校を擁する県下最大級の学園となっている。

1921（大正10）年	八日市場女学校（現・敬愛大学八日市場高等学校）開校
1926（大正15）年	財団法人関東中学校（現・千葉敬愛高等学校）開校
1950（昭和25）年	千葉敬愛短期大学 開学
1953（昭和28）年	千葉関東商業高等学校（現・敬愛学園高等学校）開校
1966（昭和41）年	千葉敬愛経済大学（現・敬愛大学 経済学部）開学 経済学部経済学科を設置
1973（昭和48）年	千葉敬愛短期大学附属幼稚園 開園
1988（昭和63）年	千葉敬愛経済大学を「敬愛大学」に大学名を変更
1997（平成9）年	千葉敬愛短期大学国際教養科を改組し、敬愛大学に国際学部国際協力学科を設置
2003（平成15）年	敬愛大学 公益財団法人大学基準協会・正会員加盟
2007（平成19）年	敬愛大学国際協力学科を国際学科に改称し、国際学専攻と地域こども教育専攻（小学校教員養成課程）の2専攻を設置
2008（平成20）年	稲毛キャンパスに新館（3号館）完成
2009（平成21）年	敬愛大学国際学部を稲毛キャンパスに移転
2011（平成23）年	敬愛大学国際学部国際学科地域こども教育専攻を「こども学科」に昇格
2013（平成25）年	敬愛大学経済学部経済学科現代マネジメント専攻を「経営学科」に昇格
2016（平成28）年	敬愛大学創立50周年、記念式典・祝賀会を挙行
2017（平成29）年	敬愛大学こども学科を「こども教育学科」に名称変更
2021（令和3）年	敬愛大学教育学部を設置 敬愛大学国際学部こども教育学科を「教育学部こども教育学科」に改組
2024（令和6）年	稲毛キャンパスに新教育棟（1号館）完成 千葉敬愛短期大学を「敬愛短期大学」と改称し、稲毛キャンパスに移転
2025（令和7）年	敬愛大学情報マネジメント学部情報マネジメント学科を設置

# 教育目的・方針

## 教育目的

本学は、建学の精神である「敬天愛人」の理念に則り、一人一人の学生の尊厳を重んじ、可能性を引き出す教育を行うとともに、教育内容として“子ども”の発達の連続性及び教育と保育の関連性を重視した“子どもに関する総合的な学び”を標榜し、「敬天愛人」を自ら実践し得る、地域の初等教育・保育への使命感と奉仕の精神をもった人材の育成を目的とする。

### 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、建学の精神である「敬天愛人」の理念を理解し、以下の3点の資質・能力を身につけ、所定の教育課程を修了した学生に対し卒業を認定し、短期大学士（教育学）の学位を授与する。

①保育者としての「使命感」を身につけている

子どもを育むことの価値を理解し、人間形成の基礎を培うことの責任を実感したうえで、子ども一人一人を敬愛し、常に向上しようとする意識を身につけている。

②「遊び」を通じた保育を実践できる力を身につけている

子どもが「遊び」を通して主体的に学ぶことの重要性を理解し、子どもの発達の段階に応じた保育環境の設定および関わりができる。

③社会に貢献し得る「コミュニケーション力・課題解決力」を身につけている

主体的かつ協働的なコミュニケーションや課題解決能力をもち、子どもの健やかな育ちを支え、よりよい社会の実現に寄与することができる。

※卒業認定・学位授与の方針に示す資質・能力を本学の「学習成果」と定め、これらの学習成果を学生が主体的に修得することにより、教育目的の達成を目指す。

### 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のような教育課程を編成する。カリキュラム編成にあたっては、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を、2年間で取得することができるように、免許・資格関連科目を配置する。

各科目の内容や位置づけは、学生に周知され、教職員が一体となり単位修得や成績評価の状況に応じて、きめ細かな学修支援を行います。学生の主体性や意欲を引き出すアクティブ・ラーニングや実践的活動を多く取り入れています。

①保育者としての「使命感」を身につける

②「遊び」を通じた保育を実践できる力を身につける

③社会に貢献し得る「コミュニケーション力・課題解決力」を身につけている

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

保育の現場で活躍できる人材の育成を目指す本学は、以下のような人（入学者）を求める。

①保育者を目指す明確な意思をもち、生活面・健康面での自己管理ができ、学び続けることのできる人

②日頃より保育に関する事柄に広く関心をもち、子どもの成長・発達について理解を深めようとする態度をもっている人

③対人関係能力に優れ、他者と協働し思いやりをもって子どもたちと関わるができる人

# I

## 学生生活のてびき 学生生活

### 1. 学生証／証明書の発行

---

① 学生証	10
② 証明書・届出	11
③ 学籍の異動	13

### 2. 快適な学生生活のために

---

① 健康管理	15
② 相談したいとき	17
③ 自らの安全を守るために	20
④ アルバイト、教習所、アパート等の紹介	22
⑤ 各種保険	24
⑥ 通学定期乗車券と学割	30
⑦ 日常の学生生活を送るにあたって	31
⑧ お問い合わせ先一覧	35
⑨ ハラスメントの防止と相談	38
⑩ 地域連携センターの利用	40

### 3. 奨学金・経済支援

---

① 大学独自の支援制度	42
② 奨学金制度	43
③ 教育ローン制度	45

### 4. 課外活動

---

① 学生会・部活・サークル活動	47
-----------------	----

### 5. 施設の上手な利用方法

---

① 食堂・売店	49
② 稲毛キャンパスのスポーツ施設	50
③ 施設利用申請について	50
④ キャリアセンターの利用	51
⑤ メディアセンターの利用	52
⑥ 情報システムの利用	53
⑦ 学内設置パソコンの利用	54

# 1

## 学生証／証明書の発行

### 1 学生証

学生証は本学の学生であることを証明するものです。常に携帯し、教職員から請求のあった時にはすぐ呈示できるようにしていただければなりません。

また、学生証内部のICチップは出席管理システムや図書館利用システムで使用します。

- (1) 学生証はICチップ化されています。また学生証は本学卒業まで有効ですので、大切に保管してください。
- (2) 現住所変更時には、学生支援室へ届出をおこなってください（12ページ参照）。
- (3) 学生証を紛失したり、汚損したりしたとき、表面の記載事項等変更の際は、再発行の手続きが必要となります。  
再発行手数料は1,000円です。
- (4) 学生証は、卒業または退学・除籍などにより学生の身分を失ったときは、必ず返却しなければなりません。



#### 学籍番号

学生証の学籍番号は、履修届、各種届、試験答案などに必ず記入しなければならない、個人の重要な番号です。

学籍番号の最初の2ケタは入学年度（西暦の末尾2ケタ）を、次の1は経済学部、2は情報マネジメント学部、3は教育学部、4は敬愛短期大学 現代子ども学科、6・8は国際学部、9は敬愛短期大学訓練生・科目等履修生、また最後の3ケタが個人番号をそれぞれ表しています。

例

2 5 4 3 1 2

2025年度入学

個人番号

- 1 経済学部（経済学科・経営学科）
- 2 情報マネジメント学部 情報マネジメント学科
- 3 教育学部 こども教育学科
- 4 敬愛短期大学 現代子ども学科
- 6 国際学部 こども教育学科
- 8 国際学部 国際学科
- 9 敬愛短期大学 訓練生・科目等履修生

## 2 証明書・届出

公的に必要な諸証明の発行は、証明書自動発行機で即時発行することができます。ただし、証明書の種類によっては、日数のかかるものもあります。

### 1 証明書自動発行機

- ① 稼働時間  
平日 9:00~17:00
- ② 操作方法  
音声ガイドにしたがって操作してください。

### 2 証明書・届出の一覧

【証明書】

	種 類	窓 口	証明書 自動発行機	手数料	備 考
修学支援室	1 在 学 証 明 書		○	300円	※1
	2 在 学 証 明 書【英文】		○	300円	
	3 成 績 証 明 書		○	300円	
	4 成 績 証 明 書【英文】		○	300円	
	5 卒 業 見 込 証 明 書		○	300円	
	6 教育職員免許状取得見込証明書		○	300円	
	7 保育士資格取得見込証明書		○	300円	
	8 単 位 修 得 証 明 書	○		300円	
	9 休 学 願	○			
	10 退 学 願	○			
	11 復 学 願	○			
	12 再 入 学 願	○			

※1 単位修得状況により発行できない場合もあります。

※2 所要時間が2日間かかります（土日祝日・大学の一斉休業を除く）。

## 【届出】

	種 類	窓 口	WEB 申請	証明書 自動発行機	手数料	備 考
学生支援室	1 氏名・本籍変更届		<input type="radio"/>			証明する書類を提示
	2 保証人変更届		<input type="radio"/>			
	3 住所・電話番号変更届		<input type="radio"/>			
	4 施設使用許可願		<input type="radio"/>			
	5 紛失・盗難届		<input type="radio"/>			
	6 事故届		<input type="radio"/>			
	7 試合・学外活動届		<input type="radio"/>			
	8 バイク通学許可届		<input type="radio"/>			自賠責保険証提示
	9 自転車通学許可届		<input type="radio"/>			防犯登録カード又はステッカー提示
	10 学生証再交付願			<input type="radio"/>	1,000円	
	11 仮学生証交付願			<input type="radio"/>	300円	確認試験時に学生証を携行しなかったときは、仮学生証の交付を受けなければ受験できません。
	12 健康診断証明書			<input type="radio"/>	300円	学内で実施される学生定期健康診断を受診する必要があります。
	13 学生旅客運賃割引証			<input type="radio"/>		
	14 通学証明書	<input type="radio"/>				
	15 治療証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			KCNの掲示を参照してください。
キャリアセンター	1 就職活動報告	KCN登録				
	2 決定進路先届	KCN登録				
	3 履歴書(大学指定)	<input type="radio"/>				

証明書自動発行機は、1号館1階事務局前口ビーにあります。

### 3 WEB申請方法について

各種届出書類の中で、WEB申請の対象になっているものについては、大学ホームページより申請書のフォーマットをダウンロードの上、「届出・申請専用フォーム」から提出をしてください。



大学ホームページ／在学生の方

<https://www.u-keiai.ac.jp/for-students/procedure/procedure2024/>

## 3 学籍の異動

学生の学籍異動については、所定の手続により次のように取り扱われます。

※前期末または後期末を過ぎての学籍異動となる場合は、所定の手続スケジュールについて修学支援室に相談してください。手続が遅れた場合、前期末または後期末での学籍異動が認められない可能性があります。

### 1 退学

- 退学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は、教授会の意見を聴いて許可する。
- 疾病のため退学しようとする者は、医師の診断書を添付しなければならない。

(学則第21条)

### 2 休学・復学

(休学)

- 病気その他の事由により6ヶ月以上修学を中止しようとするときは、休学を願い出ることができる。
- 前項の休学願いについては、病気の場合は原則として本学学校医又は保健所長その他の医師の診断書を添え、その他の場合は詳細なる事由書を添えて提出し、教授会の意見を聴いて学長が許可する。

(学則第17条)

(休学の期間)

- 休学期間は通算して2年を超えることができない。
- 休学期間は在学年限に算入しない。

(学則第19条)

(復学)

- 休学の許可を受けた者が、その事由の止んだときは、復学することができる。
- 休学者は学年の始めでなければ復学することができない。

(学則第18条)

### 3 転学

- 他の短期大学に転学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は、教授会の意見を聴いて許可する。
- 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することがある。

(学則第20条)

### 4 除籍

- 次のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。
  - (1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
  - (2) 第19条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
  - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
  - (4) 長期にわたり行方不明の者

(学則第22条)

※再入学等の学籍の異動に関する詳細は、巻末の学則を参照してください。

## 知 っ 得 情 報

### 病気やけがで大学を長く休むときは

KCN (学生ポータルサイト) を確認してください。不明点等があれば、保健室へ連絡してください。  
なおインフルエンザ等の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法により出席停止となります。

#### ■出席停止……インフルエンザ等、学校感染症のとき

学校保健安全法により、本人の休養と他人への感染、流行を防ぐために出席停止の措置とします。治癒後に本学書式の「治癒証明書」等の必要書類を提出することで本学公欠区分第2号により公欠対象となる可能性があります。

#### ■欠席……学校感染症以外の病気や事故等でのけが

学校感染症以外の病気や、事故等によるけがは公欠にはなりません。長く休むことになり出席状況が心配な時は、クラスまたはゼミ担任に事情を説明し、相談してください。この場合診断書等の証明書が必要になる事があります。

保健室直通電話 043-284-2212

# 2

## 快適な学生生活のために

### 1 健康管理

#### 1 保健室

病気や怪我の応急処置・休養、必要に応じた病院の紹介を行います。また心身の健康に関する相談窓口になっています。栄養や健康に関する資料や書籍もありますから、活用してください。

- 時間調整や待ち合わせに保健室は利用できません。
- 元気な人の休養はできません。

##### (1) 定期健康診断

学校保健安全法により年1回、4月に行います。**全学生が対象です**ので毎年必ず受けてください。

定期健康診断を受けない場合、自費で受診し、結果を保健室へ提出する必要があります。また、実習や就職活動に必要な「健康診断証明書」が発行できません。「健康診断証明書」は実習参加において提出必須書類となりますので、必ず定期健康診断を受けましょう。

健康診断の結果は5月上旬頃よりKCN（学生ポータルサイト）から確認できますので、必ず内容を確認してください。

##### (2) 健康診断証明書

定期健康診断を受けてから約1カ月程度で自動発行機より健康診断証明書が発行できます（1通300円）。ただし、以下の場合は発行できません。

- ・定期健康診断を受けていない
- ・再検査や精密検査項目がある

※該当者には個別対応を行いますので、保健室へご相談ください。

##### (3) 救急バックの貸出

学校行事・課外活動・合宿時において携行できる救急バックを貸出していますので利用してください。

##### (4) 本学は校医を次の通り委託しています。

医師 茂手木直忠 先生（轟クリニック）

〒263-0021 千葉県稲毛区轟町1-13-3 TEL 043 (306) 8503

##### (5) 感染症の連絡

インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合は、KCN（学生ポータルサイト）をご確認ください。

※入学予定者の方：3月下旬に罹患しプレイスメントテストやガイダンス等を休む場合は、修学支援室(kyohmu@u-keiai.ac.jp)へご連絡ください。

開室時間	毎週月曜日～金曜日 8：45～17：15 (祝祭日は授業カレンダーによる)
対象	本学学生および保護者、教職員
担当者	保健師・看護師
直通電話	043-284-2212
メールアドレス	hoken@u-keiai.ac.jp
場所	クラブハウス棟1階

## 2 命をつなぐAED

敬愛短期大学のある稲毛キャンパスにはAED(自動体外式除細動器)が9ヶ所に設置されています。



No.	設置場所	No.	設置場所
①	敬愛アリーナ 1階 エレベーター前	⑥	大学3号館 6階 階段付近
②	大学1号館 1階 高校正門側出入口付近	⑦	高校正門 警備室内 ※警備員巡回時以外、夜間・休日でも使用 できます
③	大学1号館 3階 エレベータホール	⑧	高校本館 1階 事務室前(職員玄関内)
④	大学1号館 7階 エレベータホール	⑨	クラブハウス棟 1階 保健室付近
⑤	大学3号館 1階 正門側出入口付近		



設置されているAEDは赤いバッグに入っています。なお使用方法は自動的に日本語でアナウンスされます。使用が必要なときは、落ち着いてアナウンスに従って操作してください。

## 知 っ 得 情 報

### 『感染症』でも出席停止とならない場合がある？！

感染症は学校保健安全法施行規則によって第一種、第二種、第三種感染症に区分されています。しかし、その法律に明記されていない感染症も数多く存在します。例えば、ノロウイルス感染症(感染性胃腸炎)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症などもその中に入ります。これらの疾患は、学校では通常見られないほど重大な流行が起こった場合に、学校長が学校医の意見を聞いて、出席停止の指示をするか決めるものです。したがって、通常授業時は出席停止とならない場合もあります。ただし、実習期間においてはその限りではありません。

## 2 相談したいとき

本学では、みなさんの様々な相談に対応するため、「学生支援室」、「学生相談室」、「保健室」を設置し、相談内容に応じたきめ細かな相談体制を用意しています。

### 1 学生支援室

学生生活での困りごとは、学生支援室が受けつけています。

困ったときは学生支援室に来て、気軽に窓口の職員に声をかけてください。

より相談の内容に合った他の窓口のご案内もしています。

窓口受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:45～17:00  
(長期休業中は別途計画によります。)

場 所 事務局内 (1号館1階)

### 2 障がいのある学生へのサポート

本学では、障がいのある学生に対し、充実した学生生活が送れるよう、相談に応じています。相談したい方は窓口にお問い合わせください。

窓 口	学生支援室
支援対象	身体等に障がいがあり、障害者手帳を持っている、またはそれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性が認められる学生
支援の概要	学生の状況に対応した適切な支援を行うため、障がいの内容とともに本人の事情、身体的機能的側面の状況など、当事者と話し合いながら、学内教職員の連携により支援を進めています。

#### サポートの流れ

1. サポートについて知りたい方、興味関心のある方は、まず学生支援室に来てください。担当者が具体的にサポートの流れや方法などを説明します。
2. サポートを希望する場合は、「支援申請書」をお渡しします。必要な内容を記入して、学生支援室に提出してください。書き方がわからない時は気軽に聞いてください。
3. 申請書が提出されたら、必要な支援について担当者と話し合います。

## バリアフリーマップ



## 敬愛大学・敬愛短期大学における障がい学生支援の基本方針

### 1. 基本理念

敬愛大学又は敬愛短期大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、本学の教育憲章のもと、学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てられることなく、大学に係る全ての者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学び合う大学として、障がいのある学生支援の充実を目指す。

### 2. 支援対象

支援の対象となる「障がい学生」とは、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者（身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、その他の心身の機能の障害）であり、それらの障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### 3. 支援方針

本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を行うこととし、方針内容については必要に応じて見直すこととする。

- (1) 障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。
- (2) 障がい学生本人の修学に関する要望に基づいた調整を図るように努める。
- (3) 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、その他大学行事への参加等、大学教育に関する事項とする。なお、実習に関しては、本学が規定する実習実施の定めによる。
- (4) 「情報保障」「円滑なコミュニケーション」「試験・評価方法」などにおける配慮や考え方を障がいのある学生及びその保証人等に伝え、理解を得るよう努める。

(5) 学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、点字ブロック、建物入口等のスロープ、多目的トイレなど学内の環境整備に努める。

#### 4. 合理的配慮に基づく支援

本学は、障がいのある学生が本学において教育を受け、学生生活を過ごすにあたり生ずる社会的障壁の除去を希望した場合、その障がいの特性や社会的障壁の具体的内容に応じ、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を可能な限り行う。

#### 5. 支援体制

「敬愛大学・敬愛短期大学障害学生への支援に関する規則」に基づき、「障害学生委員会」を設置し、学内外の関係部署と連携しながら全学的に支援する。

<障がい学生支援に関する本学における相談窓口>

- 障がい学生支援全般に関する相談：学生支援室
- 入試・入学までの相談：アドミッションセンター
- 学生生活に関する相談：学生支援室
- 修学に関する相談：修学支援室
- 進路に関する相談：キャリアセンター
- 健康に関する相談：保健室
- 困りごと・悩みごとに関する相談：学生相談室

#### 6. 理解促進

本学は、この基本方針のもと、障がいのある学生の支援の推進を図るため、学生・教職員の意識啓発及び専門性の向上に努める。

#### 7. 情報公開

本学は、障がい学生に対する支援について、ホームページ等において情報の公開に努める。

以上  
令和6年8月1日一部改正

## 3 学生相談室

困りごとや、何か話したいことがあったらお気軽にご利用ください。原則として秘密は守られますので、安心してください。

対 象	本学学生およびその保証人、本学教職員（学生に関すること）
開室時間	毎週月～金曜日 9:00～17:00 (長期休業中は別途計画によります)
担 当 者	臨床心理士及び公認心理師有資格者と相談員
相談場所	学生相談室（クラブハウス棟1階）
予約方法	<p>以下の方法で予約ができます。いずれの場合も開室時間内の受付となります。相談中などですぐに対応ができない場合がある旨ご了承ください。</p> <p>1) 直接来室</p> <p>2) 電話（学生相談室 043-284-2483）</p> <p>3) メール（予約専用アドレス <a href="mailto:gakuseisoudan@u-keiai.ac.jp">gakuseisoudan@u-keiai.ac.jp</a>）</p> <p>①学籍番号と名前、②希望日時（第3希望まで）、③希望する相談方法（対面・電話・Zoom）を明記してください。その他、担当者の希望の有無や、伝えておきたいこと等があればお知らせください。学生相談室からの返信をもって予約完了となります。</p> 

## 4 保健室

クラブハウス棟1階の保健室では、保健師・看護師が健康相談や近隣の病院紹介などの支援を行います。（詳しくは15ページを参照してください。）

## 3 自らの安全を守るために

### 1 インターネットサービスは賢く使おう

最近ではスマートフォンやタブレット等の普及により、インターネットによる情報のやりとりが便利になりました。この利点をいかし、インターネットサービスは賢く使しましょう。

特にLINEやX（旧Twitter）、Instagram等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を使う際には、以下の点に注意が必要です。

- ◆SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- ◆SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない
- ◆SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- ◆匿名であったとしても、責任を伴う発言として取り扱われる。
- ◆SNSでの不用意な発言は、家族や友人にまで被害が及ぶことがある。

### 2 いわゆるブラックバイトについて

学生アルバイトは対価（バイト代）を得るだけでなく、貴重な社会勉強の場でもあり、大いに経験すべき活動の一つです。しかし学生であるが故に、無理難題を押しつける「ブラックバイト」が問題になっています。以下のようなことで困ったら、学生支援室に相談しましょう。

- ◆販売業等でノルマを課せられ、達成できないと罰を科せられる。
- ◆希望した日・時間を無視してシフトを組まれてしまう。
- ◆希望した日・時間に休んだり、退職したりすることを許可してもらえない。
- ◆販売品や売れ残りの商品の購入を強要される。 等

### 3 違法薬物

最近では大麻等による事件事故が話題になっていますが、大麻のみならず、様々な違法薬物の所持や使用は、学生生活だけでなく人生を破滅に導くものに他なりません。絶対に関わらないよう、強い気持ちを持って行動しましょう。

### 4 災害時の対応

大規模地震等の災害が発生した場合は、まず自分の生命を守る行動をとりましょう。

本学の緊急避難場所は、人工芝グラウンドです。避難が必要な際には、校内放送に従って迅速に行動してください。また災害に備えて、日頃から救命技能講習の受講、家族や友人とのコミュニケーションに努めましょう。また有事には弱者の救援に積極的に力を貸してください。

## 5 海外渡航時の安全確保

現地事情を把握していないために、盗難などの被害に遭うケースが見受けられます。このような被害を未然に防ぐために、外務省が「海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）」を通じて随時最新の情報を発信しています。

日本国外へ渡航を考えている学生のみなさんは、本サイトや旅行会社から最新の情報を入手してください。また海外渡航時は「たびレジ（3ヶ月未満の渡航者向け）」「ORRnet（3ヶ月以上の滞在者向け）」への登録を渡航前に必ず行ってください。また外務省「海外安全アプリ」も有効です。



3ヶ月未満の渡航予定者は、「たびレジ」で登録を  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>



3ヶ月以上の滞在予定者は、「ORRnet」で登録を  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

外務省「海外安全アプリ」は、こちらからダウンロードできます。



これらのサービスに登録すると、万一の際に在外公館からの緊急一斉連絡メールや安否確認を受けることができます。

## 4 アルバイト、教習所、アパート等の紹介

### 1 アルバイトの紹介

本学では、学生の皆さんが安心・安全に働くことができるアルバイトを厳選して紹介できるよう、(株)ナジック・アイ・サポートの「バイトネット」でアルバイトの紹介を行っています。無料で利用することができますが、会員登録が必要ですので、詳しくは学生支援室に問い合わせてください。

なお窓口や掲示板でのアルバイト情報の提供は、行っていません。

◎学業を第一とし、学校生活を最優先に考えてください(学生心得参照)。

<http://www.aines.net/u-keiai/>



### 2 教習所(運転免許)の紹介

本学では、以下の教習所と業務提携しています。特別割引特典等が受けられますので、入校手続き時には必ず学生証を持参してください。

詳しくは(株)敬愛サービス(電話:043-306-8964)までお問い合わせ、または下記ホームページを確認ください。

■敬愛サービスHP(自動車教習所斡旋事業)

<https://gakuen.u-keiai.ac.jp/keiai-service/jidousya/>



通 学 型	稲毛自動車教習所	千葉市稲毛区稲毛町5-31-1 <a href="http://ids-go.co.jp/">http://ids-go.co.jp/</a>	☎043-243-7111
	千葉中央自動車学校	千葉市若葉区加曽利町868 <a href="https://chiba-chuou.co.jp/">https://chiba-chuou.co.jp/</a>	☎0120-373-629
	ソフィアドライビングスクール四街道	四街道市もねの里2-38-30 <a href="http://driving-school.jp/yotsukaido/">http://driving-school.jp/yotsukaido/</a>	☎0120-89-3229
	SBSドライビングスクール稲毛	千葉市稲毛区長沼町341 <a href="https://inage.sbs-drivingschool.co.jp/">https://inage.sbs-drivingschool.co.jp/</a>	☎0120-59-6371
	鷹の台ドライビングスクール	千葉市花見川区柏井4-2-1 <a href="http://www.takanodai-ds.jp">http://www.takanodai-ds.jp</a>	☎0120-393-984
	佐倉自動車学校	佐倉市岩名957-1 <a href="http://www.sakurads.co.jp">http://www.sakurads.co.jp</a>	☎043-485-1558
合 宿 型	東京エース免許センター	(本社:東京都新宿区) <a href="https://menkyodeace.jp/">https://menkyodeace.jp/</a>	☎0120-999-785
	アイテックトラベル 合宿免許受付センター	(本社:東京都北区) <a href="https://menkyo.aitec-travel.co.jp/">https://menkyo.aitec-travel.co.jp/</a>	☎03-3909-3221

### 3 アパート・学生マンション等の紹介

本学では、学生の皆さんがよりよいお部屋探しができるように、(株)敬愛サービス ひとり暮らし相談センターでアパート・マンションの紹介を行っています。問い合わせ時には「敬愛短期大学の学生である」旨をお伝えください。

#### (1) 特典

仲介手数料を最低30%引にて紹介します。

#### (2) 希望物件の決定

物件には、「学生マンション」「マンションタイプ」「アパートタイプ」の3種類があります。それぞれの特長を参考にして、好みの物件を見つけましょう。

学生マンション	オートロックなどの防犯設備や室内の設備が充実しております。 入居者のほとんどが学生という安心感があり、初めての一人暮らしの方にはオススメです。
アパート・マンションタイプ	アパートは一般的に木造が多数を占めており、全体的に遮音性に乏しい反面、家賃については比較的安価で経済的です。マンションは鉄筋コンクリートや鉄骨構造でアパートタイプに比べて、遮音性・耐震性・断熱性に優れています。アパートタイプと比べて家賃が高めです。
学生会館タイプ	管理人が常駐しており、食事付きの寮が多く、栄養面のサポートも心配なく生活できます。お風呂やトイレは共同の場合もあり、学生同士の交流も多いです。

#### (3) 問い合わせ先

当センターでは、以下の各提携先から物件情報をお預かりし、在学生・入学予定者からの個別相談を承っております。お気軽にご相談ください。

(株)敬愛サービス ひとり暮らし相談センター

専用電話 0120-749-030 (通話料無料)

※専用パンフレットは(株)敬愛サービスのホームページよりご覧ください <https://gakuen.u-keiai.ac.jp/keiai-service/tintai/>

敬愛大学・敬愛短期大学  
公式学生賃貸検索システム



#### (提携不動産業者)

(株)学生情報センター 津田沼店

(株)共立メンテナンス

スターツピタットハウス(株) 稲毛店

(株)ミニミニ城東 千葉店

**【注意】 大学や大学教職員がアパート等賃借時の保証人になることはできません。**

## 知 っ 得 情 報

本学では、上記のほか学生生活を応援する様々なサービスを、(株)敬愛サービスに委託しています。詳しくは直接、(株)敬愛サービスに問い合わせてください。

#### 【提供しているサービスの一例】

- ・教習所の紹介
- ・卒業式の衣装レンタル幹旋
- ・アパート・学生マンション等の紹介
- ・就職活動用証明写真撮影サービス 等
- ・学生総合補償制度
- ・スーツ等の割引購入
- ・自転車・バイク・自動車保険

#### 【問合せ先】

(株)敬愛サービス 電話043-306-8964 <https://gakuen.u-keiai.ac.jp/keiai-service/>

場所：大学2号館3階エレベーター前



## 5 各種保険

### 1 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

本学は、教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害傷害保険」の賛助会員大学となり、全学生がこの保険のAタイプ（死亡保険金 最高2,000万円コース）（通学特約あり）に加入しています。事故等の場合には速やかに学生支援室まで連絡し、手続きを進めてください。

詳しくは学生支援室または財団法人国際教育支援協会ホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）にて確認してください。

#### (1) 保険期間

4月入学扱い 入学年次の4月1日午前0時～2年後の3月31日午後12時まで  
（ただし、過年度生、編入生、科目等履修生はその在学期間とします。）

学生教育研究災害傷害保険については、原則として入学時に予定修学年数を一括加入することとしており、その場合の保険終期は、所定の卒業年次の3月31日となります。

#### (2) 概要

この保険には、全大学の約96%の大学が加入しています。

#### 対象となる活動範囲

国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ケガ）を被った場合。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」および「日射または熱射による身体の障害」を含みます（※「病气」はこの保険の対象ではありません。）。「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

#### 1 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

- ア. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。
- イ. 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。
- ウ. 大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条および高等専門学校設置基準第19条の規定に基づき、他の大学、短期大学または高等専門学校の正課を履修している間。なお、ここにいう「他の大学、短期大学または高等専門学校」には外国の大学、短期大学等も含まれます。

#### 2 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。



### 3 1、2、4以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。



### 4 課外活動（クラブ活動）中

大学の規則にのっとった所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間。ただし、山岳登はんやハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

さらに

**特約として通学中・学校施設等相互間の移動中での事故も担保します。**

#### 1 通学中

大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、住居と学校施設等（敷地に入るまで）との間を往復する間。



#### 2 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます。）により、学校施設等相互間を移動している間。

#### ■以下の事由により生じたケガは、保険金が支払われません。

保険契約者・被保険者（保険の対象となる方）・保険金受取人の故意または重大な過失、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然現象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線又は放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの。学校施設外の課外活動として行う山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハングライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

毎年4月のガイダンスで、入学者に配布している「加入者のしおり（保険約款）」をご覧ください。

## 2 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

本学は教育研究活動中に他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により被る法律上の損害賠償を補償するために、全学生がこの保険（Bコース）に加入しています。事故などの場合には速やかに学生支援室まで連絡し、手続を進めてください。

詳しくは学生支援室または財団法人国際教育支援協会ホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）にて確認してください。

### (1) 保険期間

4月入学扱い 入学年次の4月1日午前0時～2年後の3月31日午後12時まで  
（ただし、過年度生、編入生、科目等履修生はその在学期間とします。）

学研災付帯賠償責任保険については、原則として入学時に予定修学年数を一括加入することとしており、その場合の保険終期は、所定の卒業年次の3月31日となります。

### (2) 概要

日本国内外において学生（被保険者）が正課、学校行事、課外活動またはその往復において、他人にケガをさせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

### 対象となる活動範囲

1 次に掲げるア、イ、の事由により保険期間中に他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。）を負わせた場合、または他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させた場合に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったとき。

ア、「インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。ただし、学校が上記の活動を正課、学校行事または課外活動と位置付けている場合に限ります。」活動（以下「活動」といいます。）の遂行に起因して、活動中に発生した偶発的な事故（施設賠償責任保険）

イ、活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、および、被保険者の占有を離れた財物（飲食物および正課、学校行事または課外活動の成果物（薬剤を含みます。))に起因する事故（生産物賠償責任保険）

2 「インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。

ただし、学校が上記の活動を正課、学校行事または課外活動と位置付けている場合に限ります。」活動中に被保険者が使用または管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を保険期間中に滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合（受託者賠償責任保険）。

例えば次のようなケースが対象となります。



正課でのインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。(注) コンピュータ内のデータ、プログラム等は付帯賠償の対象とはなりません。

毎年4月のガイダンスで、入学者に配布している「加入者のしおり（保険約款）」をご覧ください。

### 3 学校契約団体傷害保険

学校の管理下（※）において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。前項の学研災・学研賠を補完するための保険となります。

#### (1) 保険期間 ※全員加入

入学年次の4月1日午前0時～2年後の3月31日午後12時まで

※ただし、過年度生・科目等履修生はその在学期間とします

※保険料は毎年委託徴収いたします。

#### (2) 対象となる活動範囲

- ・学校の管理下（※）において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合
- ・食品などの摂取により細菌性少く中毒およびウィルス性食中毒を発症した場合
- ・急激かつ外来による日射または熱射によって身体の障害を被った場合

※「学校の管理下」とは

- ・授業中（正課）
- ・在校中（学校施設内）
- ・学校行事参加中
- ・課外活動中（学校に届け出ている活動）
- ・登下校中（住居と学校施設間の合理的な経路および方法により往復している間）

#### (3) 保険金の種類

- ・死亡保険金 : ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。
- ・後遺障害保険金 : ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。
- ・入院保険金 : ケガにより入院された場合。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内
- ・通院保険金 : ケガにより通院された場合。ただし、90日を限度とする。

※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金は対象外となります。

※通院保険金が支払われる期間中にさらに傷害を被った場合においても重複しては通院保険金は支払われません。

#### (4) 保険契約者等

- ① **保険契約者** 敬愛短期大学学長
- ② **大学の役割** 保険会社との仲立ちをし、加入者名簿、保険料の送付や保険金請求の際の事故証明書等の作成を行います。

## 4 学生総合補償制度

本学では、学生本人の学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面する様々な危険を総合的に補償する学生総合補償制度の加入をお勧めしております。加入は任意ですが、本学では日本私立中学高等学校連合会の「学生みらいプロテクター」（三井住友海上火災保険）の商品を紹介しております。

詳しくは(株)敬愛サービス（電話：043-306-8964）まで問い合わせ、または下記ホームページを確認ください。

■敬愛サービスHP（保険代理店業）<https://gakuen.u-keiai.ac.jp/keiai-service/hoken/>



### 例えばこのようなとき お役に立ちます。

学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面する様々な危険を総合的に保障する制度です。  
卒業予定時までの長期契約ですので一度のお手続で卒業まで安心です。

#### 賠償責任補償〈国内外補償〉

誤って他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

アルバイト・インターンシップ中や  
受託品の破損等の事故も補償

賠償責任保険金

#### ケガ・病気補償〈国内外補償〉

友人と行った海外旅行で交通事故に遭い20日間入院。  
帰国してからも10日間通院した。

入院保険金・通院保険金

#### 学資費用補償・育英費用補償〈国内外補償〉

入学後、ある日突然、学費を負担してくれた父親が交通事故で亡くなってしまった。  
(注) 学資費用保険金が対象とならないセットがあります。

学資費用保険金  
実際に負担した費用の実費をお支払い  
育英費用保険金  
一時金でのお支払い

#### 携行品損害補償〈国内外補償〉（自宅通学生のみ）

文化祭の準備中、杭にひっかかり洋服が破れてしまった。ノートパソコンを落として壊してしまった。

携行品損害保険金

#### 借家人賠償責任補償〈国内のみ補償〉（自宅外通学生のみ）

台所の火の不始末で下宿先で火事を起こしてしまった。自分にケガはなかったが、家主より損害賠償を請求されてしまった。

借家人賠償責任保険金

#### 生活用動産補償〈国内のみ補償〉（自宅外通学生のみ）

下宿先で、不注意により家具を壊してしまった。

生活用動産保険金

#### 天災危険補償〈国内外補償〉

地震によってビルの窓ガラスが割れ、ケガを負ってしまった。  
(天災危険補償特約がセットされています。)

※セットによって補償内容が異なります。詳細は敬愛サービスHP（保険代理店業）に掲載のパンフレットをご覧ください。

## 5 自転車・バイク・自動車等の保険

本学では学生本人の学生生活のみならず日常生活を送るうえで直面する様々な危険に備えるために、自転車・バイク・自動車等の保険の加入をお勧めしております。特に自転車については、千葉県条例において令和3年4月1日より自転車保険等への加入が義務化されました。千葉市内在住の学生はもとより近隣の市から自転車通学する学生も対象となります。最近、自転車運転中に起こした事故により、高額の医療費や損害賠償が求められるケースが急増しています。本学では三井住友海上火災保険の商品を紹介しております。

詳しくは㈱敬愛サービス（電話：043-306-8964）まで問い合わせ、または下記ホームページを確認ください。

- ・ネットで保険@さいくる（自転車）
- ・ネットで保険@とらべる（海外旅行）
- ・1DAY保険（自動車）他

■敬愛サービスHP（保険代理店業）

<https://gakuen.u-keiai.ac.jp/keiai-service/hoken/>



## 6 通学定期乗車券と学割

### 1 通学定期乗車券

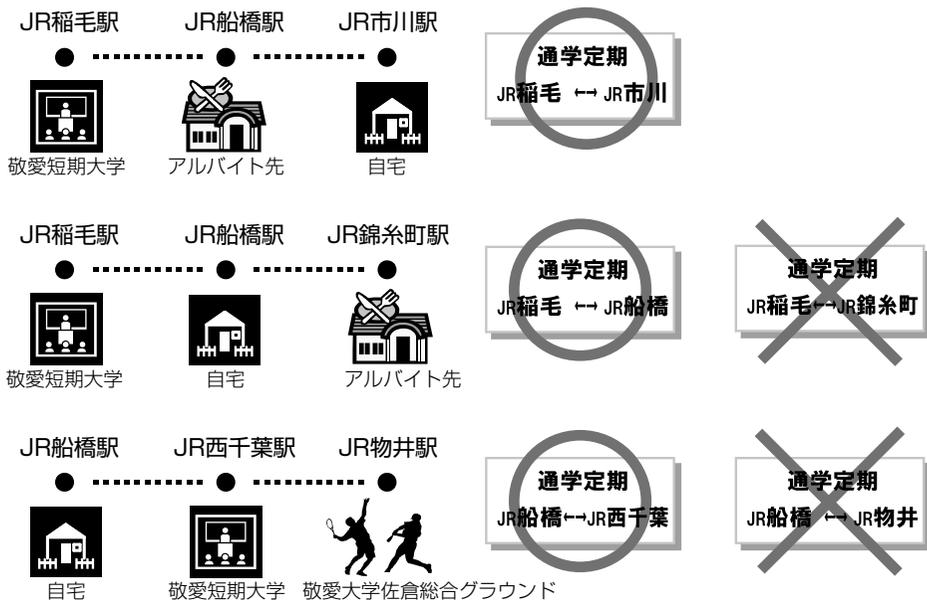
- ① 主な鉄道を利用する場合には、学生証を添えて駅窓口申し込んでください。なおバスなど一部の交通機関では、別途「通学証明書」が必要となる場合があります。事前に交通機関に確認のうえ、学生支援室に申し出てください。
- ② 通学区間は現住所（住民票または在留カードに記載の住所）最寄駅～大学最寄駅の最短距離でのみ購入することができます。**アルバイトなどの目的でこれ以外の区間の通学定期券を購入するのは違法（犯罪）です。**このような場合、JRその他の通学定期券を利用する全学生の学割が停止されることもあります。

#### 【キャンパス最寄駅】

JR線：稲毛駅または西千葉駅

京成線：みどり台駅

千葉都市モノレール：天台駅または穴川駅



\* インターンシップや教育実習等で「実習用通学定期券」を購入する場合は、修学支援室が定めた期限または使用開始の30日前までに学生支援室に申し込んでください。

- ③ 通学以外の目的や通学区間を変更して購入すること、および学生証の現住所が間違っている場合には不正使用となり、相当額の追徴金を徴収され、場合によっては定期券の発行を停止されることがあるので不正に使用してはいけません。**不正使用が発覚した場合、学内の規程により処分されます。**
- ④ 学生証の「裏面シール」の現住所・通学区間が一杯になったり変更となった場合には、速やかに学生支援室で「裏面シール」の再交付を受けてください。
- ⑤ 学長印のない裏面シールでは、通学定期券は購入できません。

## 2 学生旅客運賃割引証（学割証）

旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、学割証を呈示すると運賃を2割引で購入することができます。

学割証は、1号館1階の証明書自動発行機で発行することができます。

# 7 日常の学生生活を送るにあたって

## 1 現住所、本籍・氏名等の変更

- ① 現住所や電話番号（本人および保証人等）を変更したときは、速やかに学生証および根拠書類を添えて届出・申請専用フォームから学生支援室に届け出てください。
- ② 本籍地や氏名等を変更したときは、住民票や在留カード等公的機関の発行する資料を添えて学生支援室に届け出てください。

## 2 保証人、緊急連絡先の変更

保証人、緊急連絡先の変更の場合は、届出・申請専用フォームから学生支援室に届け出てください。

## 3 教室借用、その他の施設借用

教室等を借用する場合は1週間前までに届出・申請専用フォームから学生支援室に願い出てください。

- ① 借用時間は午前9時から午後8時までです。
- ② 教室内の机、椅子等を移動する場合もその許可を要します。

## 4 学内掲示、印刷物の配布

ポスター等の掲示物は責任者を明記し、学生支援室で許可を受けてから掲示してください。掲示期間は、許可を受けてから、原則1か月です。（所定の掲示板を使用）パンフレットやチラシ等の印刷物は原稿、原物等を提出し許可を受けたうえで配布してください。

## 5 呼び出し・連絡・照会について

保証人等による学生の電話呼び出しの依頼には、緊急の場合を除き、原則として応じません。

なお特別な事由のある場合は、KCNで学生本人を呼び出すことがありますので、日常的に自身のKCN掲示・G-mailを確認しておくことが大切です。

## 6 遺失物・拾得物・盗難

所持品（特に現金や貴重品）は、必ず自分が責任をもって所持してください。

また学内での忘れ物・落し物をした場合、拾い物をした場合、盗難にあった場合には学生支援室に届け出てください。

遺失物・拾得物は学生支援室窓口で保管しておりますので、心当たりがある場合は、学生証を持参のうえ申し出てください。

なお法定保管期間を過ぎた時は、遺失物法により処分します。

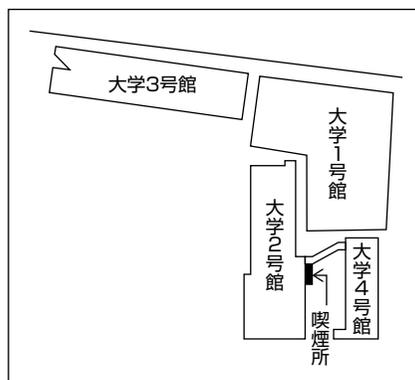
最近の遺失物・拾得物には名前が書かれていない場合が多いので、自分の持ち物に名前を付ける習慣をつけ、物を大切にすることを養ってください。

## 7 禁煙について

キャンパス内は指定された場所を除き全面禁煙です。また当然ですが、未成年者喫煙防止法により20歳未満の喫煙・喫煙所への立入りを禁じます。

例えば成人でも保育者をめざすものとして、短大生の喫煙は禁止しています。

学内での喫煙は学則による処分を行う場合があります。



## 8 キャンパスへの車両乗り入れ



自転車  
許可届提出



125cc以下のバイク  
許可届提出



126cc以上のバイク  
利用禁止



自動車  
利用禁止

- ① **自転車**……ホームページの届出・申請専用フォームから届出をおこなってください。  
届出には**防犯登録**が必要です。
- ② **バイク**……ホームページの届出・申請専用フォームから届出をおこなってください。届出には**自賠責保険証(写)**と**免許証(写)**が必要です。**但しバイクは125cc以下のものに限ります。**
- ③ **自動車**……**通学时・課外活動時など、利用してはいけません。**  
本学はJR、京成、千葉都市モノレールの各駅から近く、徒歩で通える範囲にあります。**通学には、なるべく電車やバス等の公共交通機関を利用してください。**  
また駐輪場はマナーを守り、整頓して駐車しましょう。

- キャンパス周辺の違法駐車により、近隣住民に迷惑をかけるだけでなく周辺の通行を妨げる学生が見受けられます。自動車通学は厳に慎んでください。なお本学周辺は「違法駐車重点取り締めり地域」に指定されています。
- 盗難に備えて、キャンパス内に駐輪するときは、**防犯登録**とチェーンロックなどで**ツーロック(二重施錠)**を心がけましょう。
- 最近、自転車運転中に起こした事故により、高額の治療費や損害賠償が求められるケースが急増しています。自転車も自動車やバイクと同じ「車輛」ですから、運転中は高い交通安全意識が求められます。いざという時に備えて、「学生総合補償制度」や「自転車・バイク保険」への加入をお勧めします。特に自転車については、千葉市条例において令和3年4月1日より自転車保険等への加入が義務化されました。千葉市内在住の学生はもとより近隣の市から自転車通学する学生も対象となります。

## 知 っ 得 情 報

### 金銭トラブルにまきこまれないようにしよう！

『簡単に儲かる良い話がある』、『あなただけ特別!』、『チャンスは今だけ』などと気を引く言葉で勧誘を受けたことはありませんか。また、『仮想通貨』などによるマルチ商法の被害に遭われたことはありませんか。

このような契約上、金銭上のトラブル等にまきこまれないためにも、みなさんは甘い誘いにのらず安易な契約をしないよう十分に注意してください。また、本学では学則や学生心得で示しているとおり、社会通念上好ましくない行為や大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者は断じて認められませんので、十分に注意してください。

困ったときは、千葉県消費者センターまたは市区町村消費生活相談窓口、学生支援室(1号館1階)へ。

千葉県消費者センター TEL 047-434-0999

---

## 9 交通機関の運休等に伴う授業の取り扱い

---

暴風雨、交通ストライキ等により交通機関が運休した場合の授業の取り扱いは、次の通りとします。  
なお、一斉休業の方針が決定した場合には、大学ホームページにて連絡文を掲載するとともに学生に対してKCNより一斉メールを送信します。

### (1) 判断基準とする交通機関および区間

JR総武線	(秋葉原駅～千葉駅)
JR総武快速線	(東京駅～千葉駅)
JR総武本線	(成東駅～千葉駅)
JR成田線	(成田駅～千葉駅)
JR外房線	(茂原駅～千葉駅)
JR内房線	(君津駅～千葉駅)
京成線	(県内全線)
新京成線	(県内全線)

### (2) 授業の措置

- ① 午前6時現在、上記の交通機関のうち2路線以上が運休している場合は、午前中の授業を休講とする。
- ② 午前6時すぎから午前10時までの間に運休していた交通機関が運転を再開した場合は、3限目より授業を行う。
- ③ 午前10時をすぎても上記交通機関のうち2路線以上が運休している場合は、終日休講とする。
- ④ 午前6時現在、全ての交通機関が運転をしても、台風の状況等により明らかに荒天する場合は、学長の判断により休講することができる。

---

## 10 諸注意

---

- ① 学生の完全下校時刻は、午後7時です（部活動・委員会活動は午後8時）。
- ② 休日・休業中の来校にあたっては、事前に学生支援室に届け出をしてください。
- ③ 学内外で事故・災害等にあった場合は、遅滞なく学生支援室に連絡してください。
- ④ 過失によって本学の施設、設備、備品等を破損した場合は、速やかに学生支援室に届け出てください。なお事情によっては弁償してもらう場合があります。

## 3 お問い合わせ先一覧

窓口受付時間 平日/8:45~17:00 ※電話対応も同様です

問い合わせの際には必ず「学籍番号」「氏名」をお知らせください。

また、メールには件名も記入するようお願いいたします。例) ○○に関するお問い合わせ

### 大学運営室（主に総務に関すること）

#### 1. 授業料、学生納付金および寄付金等に関すること

電話番号	043-251-6363
E-mail	daigaku-unei@u-keiai.ac.jp

### 修学支援室（主に教務に関すること）

1. 休学、復学、退学などに関すること
2. 授業時間割・休講・補講・教室変更に関すること
3. 各年度履修科目および履修登録に関すること
4. 単位・成績に関すること
5. 試験関係（確認試験・その他）などに関すること
6. 教室および教材の借用願受理、許可に関すること
7. 各種証明書の発行に関すること（在学生・卒業生）
8. 実習に関すること

電話番号	043-284-2253
E-mail	kyohmu@u-keiai.ac.jp

### 学生支援室（主に学生生活に関すること）

1. 学生生活に関すること
2. 学生相談に関すること
3. 集会、行事、学内掲示、出版物および印刷物に関すること
4. 学生カードの整理保管に関すること
5. 奨学金に関すること
6. 学生の福利・厚生に関すること
7. 入寮・アパートの相談に関すること
8. 学生会、学生の文化団体・体育団体に関すること
9. 学生証、旅客運賃割引証に関すること
10. クラブ合宿等の実施許可願の受理に関すること
11. 外国人留学生に関すること

電話番号	043-284-2381（直通）
E-mail	gakusei@u-keiai.ac.jp

### キャリアセンター（主に就職や進路に関すること）

1. 就職指導・相談業務に関すること
2. 就職斡旋・紹介業務に関すること
3. 求人に関すること
4. 統計処理業務に関すること
5. 資料に関すること
6. 各種講座開設業務に関すること

電話番号	043-284-8333（直通）
E-mail	carm-s@u-keiai.ac.jp

### メディアセンター（主に図書や情報システムに関すること）

1. 図書の貸し出し・返却
2. 図書館の利用について
3. 延滞および紛失・破損
4. 一般開放について
5. 休館日
6. 蔵書
7. 情報システムの管理・運用に関すること

電話番号	043-284-2307（図書） 043-307-2690（情報システム）
E-mail	kulir@u-keiai.ac.jp

## 地域連携センター（主に地域連携や生涯学習講座、ボランティアに関すること）

1. 地域・社会貢献及び産官学連携に関すること
2. 生涯学習・公開講座に関すること
3. ボランティア活動等に関すること
4. 地域連携に関わる大学内の連絡調整及び窓口業務に関すること

電話番号	043-251-6364（直通）
E-mail	crc@u-keiai.ac.jp

## 知 っ 得 情 報

### 20歳になったら、国民年金。

国民年金制度では、20歳から60歳までの40年間加入することにより、65歳から満額の老齢基礎年金が受けられる仕組みになっています。

なお、学生については、これまで加入が任意とされていたため、加入していない場合、次のような問題が生じてきます。

- ① 在学中にけがや病気、交通事故などで障害が生じても、障害基礎年金が受けられない。
- ② 満額の老齢基礎年金が受けられない。

そこで、平成3年4月から、学生も20歳になったら、国民年金に必ず加入するように法律が改正されました。

しかし、一般的に学生は収入がありませんので、学生本人の所得が一定の基準以下である場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

加入手続きや、保険料の猶予申請は、住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口で行っていますのでお問い合わせください。

なお届出はご父母の方が代理ですることできます。まだ、届出をされていない20歳以上の学生は、すぐ手続きを行ってください。

## 9 ハラスメントの防止と相談

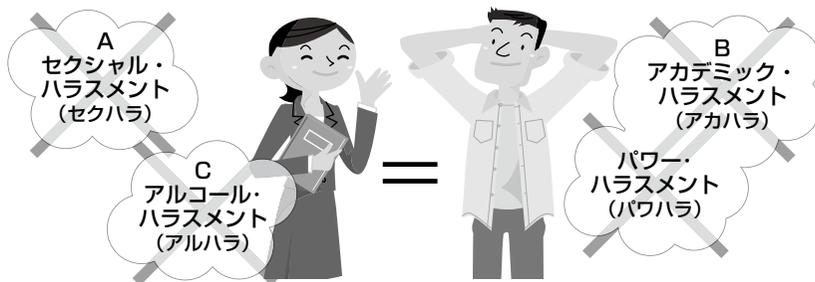
### ハラスメントを許しません！

#### ■ハラスメントとは

ハラスメントとは「嫌がらせ」のことです。つまり誰かがあなたに対して、あなたが望まない言葉や態度により精神的苦痛や不快感を与える行為をいいます。学内においては、学生間ではもちろん教職員から学生に対しても含まれます。

その言動を受け手がどう受け取ったかがポイントです。「そんなつもりではなかった」は通用しません。意図的な行為であったかどうかに関係なく、受け手が不快に感じ、それにより適切な修学や就業が妨げられれば、それはハラスメント行為であり、恥ずべき人権侵害行為だと認識しなければなりません。

#### 学生に関する主なハラスメント



#### A：セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の例

性的言動	<ul style="list-style-type: none"><li>●交際や性的関係を強要する</li><li>●必要なくむやみに身体に触れる</li><li>●異性関係についてしつこく聞く</li><li>●つきまとう（電話・メール等を含む）</li><li>●個人の性的な噂を流す</li></ul>
環境型セクハラ	<ul style="list-style-type: none"><li>●パソコン画面等に性的な画像を表示する</li><li>●講義内容に直接関係のない卑猥な話をしたり、学生に性的な事柄を質問したりする</li><li>●周囲に異性がいるにも関わらず性的な冗談を話す</li></ul>
対価型セクハラ	<ul style="list-style-type: none"><li>●成績や進路斡旋などをほのめかし、交際や性的要求に従うことを強要する</li><li>●性的要求等を拒んだ人に対し、指導や助言しないなど不利益や精神的苦痛を与える</li></ul>
ジェンダーセクハラ	<ul style="list-style-type: none"><li>●「掃除・お茶くみ・お酌は女性の役割」だと女性に求める</li><li>●「女のくせに心配りがない」「男のくせに根性がない」と言って非難する</li><li>●「女は能力が劣るくせに」「女はトラブルを作るから厄介だ」と女性の参加を拒む</li><li>●「男だったら裸踊りくらいできなくてどうする」と強要する</li></ul>

## B：アカデミック・ハラスメント（アカハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）とその例

教職員や職場において優越的な地位にある者が、その指導・監督を受ける者に対して立場の優位性を背景に行う嫌がらせ行為。一般的には学内においてはアカハラ、社会全般ではパワハラと呼ばれます。

アカハラの例	<ul style="list-style-type: none"><li>●多数の前で特定の学生を叱責・批判</li><li>●深夜休日に学生を呼んで指導を強要</li><li>●合理的な理由なく講義への参加を拒んだり、提出物などを受理しなかったりする</li><li>●学生のプライバシーを暴露する</li><li>●退学・留年勧奨、指導拒否</li></ul>
パワハラの例	<ul style="list-style-type: none"><li>●アルバイト先での残業強要、給与不当未払い、不当解雇など</li><li>●就職活動での不合理な呼び出し、不要不急の呼び出し、内定取消のちらつかせ など</li></ul>

## C：アルコール・ハラスメント（アルハラ）とその例

20歳以下の飲酒は法的に禁じられています。また、以下の場合にはアルハラであり、処分の対象となります。

アルハラの例	<ul style="list-style-type: none"><li>●飲酒の強要</li><li>●「イッキ飲み」の強要</li><li>●意図的な酔いつぶし</li><li>●飲酒できない人への配慮を欠く行為</li><li>●酔った上での迷惑行為</li></ul>
--------	---

## ハラスメント被害に遭ったと感じたら

- いやだと思ったら、相手にはっきりとNOの意思表示をする勇気を持ちましょう。
- 信頼できる先生や友人、相談窓口などに相談し、一人で抱え込まないようにしましょう。
- 被害の記録をとりましょう。（いつ、どこで、誰から、どんなことがあったのかなど）
- 身の危険を感じるときは、警察に連絡しましょう。

## 相談したいときは

学内にはハラスメント相談員がおります。

相談員は相談者のプライバシーを守り、あなたの同意なく知り得た情報を他者にもらうことは決してありません。

ハラスメントに関する相談員は、下記のとおりです。

大野 雄子先生  
阿部 孝志先生

## 10 地域連携センターの利用

敬愛大学、敬愛短期大学共通のボランティア活動や地域連携・社会貢献活動の窓口として、「地域連携センター」を設けています。

### 1 ボランティア活動

ボランティア活動には様々なものがありますが、自分の持つ技能や時間、なにより「自発的に他人や社会に貢献しようとする心」が大切です。成績や単位に関係なく、活動を通じて「自己有用感」（自分が社会の中で役に立っていると感じる気持ち）を高めることができます。

地域連携センターでは本学に届く多くの情報の中から特に学生に有益と思われる活動を、メール配信等を通じて紹介しています。

(1) 教育支援 ボランティア	「教育の敬愛」の強みを活かし、主に小中学校における授業補助や行事補助、補習支援等の活動があります。市区町村の教育委員会単位のほか、個々の学校等で募集しているものもあります。（修学支援室が担当します。）
(2) 地域活性化 ボランティア	町内自治会や商店街等が開催する地域行事（盆踊り大会、夏祭り等）の様々な行事に学生が積極的に参加し、近隣住民の方々から学ばせていただいています。
(3) 災害復興支援 ボランティア	大地震や台風などの災害により被災した地域を支援するボランティアで、体力を使うものから被災された方の心に寄り添うもの、産業復興を応援するもの等、様々な活動があります。
(4) 大学横断型 ボランティア	近隣の様々な大学の学生が集まり、市道の緑化活動等や市内の様々な催事に協働で取り組む活動を行っています。
(5) 大学内 ボランティア	敬愛大学・敬愛短期大学の学生を対象としたボランティア活動で、大学事務局の各部署や学生ボランティアサークル等によって行われています。
(6) 幼保系 ボランティア	幼稚園や保育所、認定こども園等で行われる、未就学児童を対象とした保育ボランティア活動です。主に保育者をめざす短期大学生が対象ですが、活動によっては大学生も参加することができます。



## 2 街づくり支援、地域貢献

地域連携センターは、学生・教職員と稲毛の街や千葉市を繋ぎ、行政や商店街、町内自治会、イベントの実行委員会等と協力して様々な取り組みを行っています。

(1) 稲毛の街を盛りあげ隊	稲毛の街を盛りあげるのも大きな使命の一つです。7月のせんげん通りまつり、11月のあかり祭「夜灯」は、特に腕の見せどころ。また各町内会の夏祭りや盆踊り、餅つき大会等にも学生たちが駆けつけ、様々な学びを得ています。
(2) パラスポーツの普及、パラリンピックのレガシー	千葉県・千葉市などと連携して、「パラスポーツフェスタちば」や「いなげポッチャカップ」等を通じて引き続きパラスポーツの普及・振興に協力します。また東京2020パラリンピックでのボランティア経験を発展させた新競技「ソフトパラフェンシング」にも取り組んでいます。
(3) 産学官連携による取り組み	千葉市域の私立12大学・短大が参画する「ちば産学官連携プラットフォーム」、産学官団体が参画する「ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム」などを通じて他大学の学生や県・市職員、産業界とともに、街の活性化事業に取り組んでいます。



## 3 生涯学習講座

「学ぶ」の語源は「真似（まね）ぶ」とも言われています。様々な知識・経験・技術を持つ方の真似をしながら自分自身を高めていくために行うことが、「学ぶ」ことだと言えます。最近ではVUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字をとった造語）の時代と言われるほど、世の中は目まぐるしく変化する「予測困難な」状況にあります。このような時代に生きるからこそ、私たちは生涯にわたって学び続けることが求められています。

敬愛大学では2006年から生涯学習講座を開設し、「人生100年時代」の学びの種を多数提供しています。学生の皆さんは全ての講座を半額の受講料で受講することができますから、授業の空き時間や前後にぜひ活用してください。

受講の相談・申込は、地域連携センター（1号館1階）で受け付けています。

# 3

## 奨学金・経済支援

### 1 大学独自の支援制度

#### 1 長戸路記念奨学金

この奨学金は、本学園創設者である長戸路政司先生の功績を記念して設けられた給付奨学金です。選考により決定します。

建学の精神「敬天愛人」を具現可能な学生であり、次のいずれかにあたる者を対象とします。

##### 対象者

- ① 成績が優秀な者（自薦不可）
- ② 課外活動により、学園の発展および社会に貢献した者（学内公募）  
ボランティアやスポーツ等を通じて、明るく豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与し、他の模範となる者。  
ア) 学内外の団体活動において、企画・立案し、精力的に活動した結果、顕著な成果を上げた者  
イ) 全国規模の大会等において優勝相当の成績を修め、かつ個人においても顕著な成績を修めた者  
ウ) 全国規模において、文化活動・教育活動で顕著な成績を修めた者

##### 申し込み

例年10月に募集要項を公表し、受付（学生支援室）を行います。

##### 給付金額

1人当たり20万円以内（※本奨学金の受給は在学中1回を原則とする。）

#### 2 敬愛短期大学の経済的に修学困難な学生に対する経済援助

この制度は、「敬愛大学・敬愛短期大学の経済的に修学困難な学生に対する経済援助に関する規程」に基づき、修学意欲が旺盛にもかかわらず、家計の急変により修学困難な者に対して奨学金を給付することにより経済的に援助し、有為な人材を育成することを目的としています。

##### 対象者

- ① 生計維持者の死亡
- ② 生計維持者の非自発的失職
- ③ 罹災
- ④ その他、相応の事情による者

※詳細は募集要項をご確認ください。

※日本学生支援機構給付奨学金【修学支援新制度】の支援区分が第Ⅰ区分となっている学生は、①～④のいずれかに該当していたとしても対象となりません。

##### 支援内容

給付金20万円

## 2 奨学金制度

### 1 給付奨学金【高等教育の修学支援新制度】(授業料の減免および給付奨学金の支給)

この制度は、原則「授業料減免」および「給付奨学金」2つの支援を同時に受けることができます。申請を希望する学生は、マイナンバーによる家計（所得・資産）に係る基準や学業等に係る基準、およびその他の要件を満たしていることが必要です。また、令和7年度より多子世帯支援拡充のため、多子世帯に該当するかの確認も日本学生支援機構により行われます。毎年、春（一次募集）および秋（二次募集）に大学を通じて奨学生の募集を行います。

#### (1) 支援区分による授業料減免および給付奨学金（短大）

【第1区分～第3区分】

対象条件		区分名称	支援額	
世帯要件	年収目安		給付奨学金（月額）	授業料減免（年額）
1子・2子世帯 (多子世帯に該当しない)	～270万円	第1区分	38,300	620,000
	～300万円	第2区分	25,600	413,400
	～380万円	第3区分	12,800	206,700

【多子世帯（令和7年度より多子世帯支援拡充）】

対象条件		区分名称	支援額	
世帯要件	年収目安		給付奨学金（月額）	授業料減免（年額）
多子世帯	～270万円	第1区分（多子世帯）	38,300	620,000
	～300万円	第2区分（多子世帯）	25,600	
	～380万円	第3区分（多子世帯）	12,800	
	～600万円	第4区分（多子世帯）	9,600	
	600万円～	多子世帯	0	

※多子世帯の要件として、生計維持者の扶養する子供が3人以上である世帯が対象です。

※給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）を利用している学生は、多子世帯に該当するか日本学生支援機構が確認を行います。

※申請時における実際のきょうだい数等ではなく、確定済みの前年以上の税情報（マイナンバー）により確認します。

#### (2) 貸与奨学金（第一種・第二種）を同時に受けた場合について

「給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）」と併せて「貸与奨学金」を申請することができます。ただし、第一種奨学金の貸与を受けている人は、支援区分によって貸与月額が調整されますので注意してください。

#### (3) 採用後の提出（入力）、手続きについて

「給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）」に採用された後も、奨学生は以下の提出（入力）や手続きが求められます。学生支援室からの指示に従い、説明会の出席やインターネットを通じての提出（入力）を必ず行ってください。

- **在籍報告**……対象：全学年 毎年4月  
大学に在籍していること及び通学形態を日本学生支援機構へ報告する必要があります。
- **支援区分の見直し（適格認定・家計）**……対象：全学年 毎年1回（10月）
- **適格認定・学業**……対象：1～2年生毎年2回（9月・3月）

文部科学省「高等教育の修学支援制度」ホームページ  
<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>



日本学生支援機構ホームページ「奨学金の制度（給付型）」  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



## 2 日本学生支援機構奨学金【貸与】

日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学金は、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）及び大学院で学ぶ人を対象とした国が実施する奨学金です。申請を希望する学生は、家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分に考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

### (1) 貸与奨学金の種類

- ① 第一種奨学金（利息なし）
  - ② 第二種奨学金（利息あり・年3%を上限としています）
  - ③ 併用貸与（第一種奨学金／第二種奨学金）
- ※貸与奨学金は、高等教育の修学支援新制度と併せて受けることもできます。

### (2) 貸与額

	第一種奨学金		第二種奨学金	
	自宅通学者	自宅外通学者		
最高月額	53,000円	60,000円	20,000円 30,000円	80,000円 90,000円
最高月額以外の月額		50,000円	40,000円	100,000円
	40,000円	40,000円	50,000円	110,000円
	30,000円	30,000円	60,000円	120,000円
	20,000円	20,000円	70,000円	※1万円単位で選択

※第一種奨学金の「最高月額」は、別に定める基準を満たしている場合に選択が可能です。

### (3) 採用後の提出（入力）、手続きについて

奨学生として採用された後も以下の提出（入力）や手続きが求められます。大学（学生支援室）からの指示に従い、説明会の出席やインターネットを通じての提出（入力）を必ず行ってください。

- **継続願（適格認定）** ……対象：※1～2年生 毎年2回（9月・年度末）  
来年度も継続を希望するかどうかを、日本学生支援機構に提出する必要があります。適格認定では「人物」「学業」「経済状況」の要素に基づき審査が行われます。
- **返還について【口座振替加入申込書（リレー口座）】**  
卒業6か月経過後から口座振替により月賦返還を行います。口座振替加入申込書（リレー口座）は原則、スカラネット・パーソナルから加入できます。  
※次の場合は、スカラネット・パーソナルからの手続きができないため、「口座振替（リレー口座）加入申込書」で手続きを行ってください。
  - ①スカラネット・パーソナルの取扱対象外の金融機関の場合

②奨学生本人名義以外の口座の場合

▶ **在学届（在学猶予願）**

貸与奨学金において廃止又は、辞退後も在学する場合は、在学届（在学猶予願）を提出する必要があります。

※在学届（在学猶予願）はスカラネット・パーソナルから提出可能です。

### 3 その他、共通事項【給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）・貸与奨学金】

- ▶ **スカラネット・パーソナルの登録**：奨学生は、必ず登録を行ってください。
- ▶ **異動の手続き**：事由ごとに所定の用紙がありますので必ず学生支援室へ申し出てください。

改氏名、住所変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の変更、奨学金の辞退、退学/除籍など

## 3 教育ローン制度

### 1 教育ローン利子補給

この制度は、「当該年度の納付金を一括納入する」入学予定者及び在学生の保証人に対して、銀行と証書貸付による教育ローン契約をしていただき、契約額（当該年度の学納金を上限とします）の利息（上限3%相当額）を支援するものです。（利息が自己負担率3%未満の場合は、自己負担率分までの利息とします。）

- (1) **申し込み** この制度を利用して教育ローンを締結する場合は、事前に学生支援室までお申し出ください。ご連絡を頂ければ申込用紙など詳しい資料をお渡しします。なお指定銀行等はありませんので、大学から承認を得て事前に申し出た銀行（支店・窓口）で契約事務を進めてください。
- (2) **支給** 年1回まとめて支払います。年度分（3月31日）時点の利息をまとめ、翌年度（4月10日）までに申請することにより、5月末頃に利子補給します。

※詳細は学生支援室に相談してください。また教育ローン契約についての問い合わせは、各金融機関にお願いします。

### 2 国の教育ローン

日本政策金融公庫の教育ローンです。低金利で350万円までの入学時・在学中にかかる費用の融資が受けられます。詳細は直接、教育ローンコールセンター（電話 0570-008656）に問い合わせてください。

※この教育ローンは、利子補給制度の対象とはなっていません。

### 3 提携教育ローン

㈱オリエントコーポレーションの学費サポートプランです。この制度は原則保証人無し、審査最短1日

で利用できます。来店もする必要がなくWeb上で申込が完結する簡単な手続きです。スピーディーなWeb申込は、下記ホームページから利用することができます。

<http://orico.jp/gakusapo>

学校コード 在学生 現代子ども学科 17686486

(入学予定者用の学校コードは、学生支援室にお問い合わせください。)

申込コード 各学部共通5128

詳細は直接、サポートデスク（電話 0120-517-325）にお問い合わせください。

※この教育ローンは、利子補給制度の対象とはなっていません。

# 4

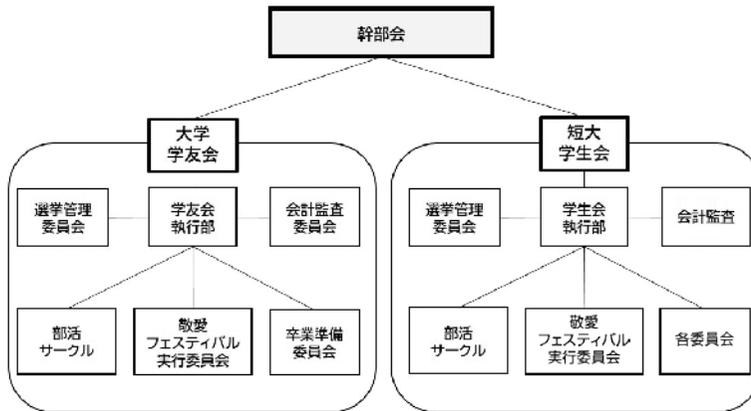
## 課外活動

### 1 学生会・部活・サークル活動

大学は、教育・研究という「学問の府」として存在するばかりではありません。学生が主体となって運営する自治的な活動、自主的な研究会活動、正課外活動としてのクラブ活動、社会的なボランティア活動等に積極的に参加しましょう。

#### 1 学生会

学生会は、本学学生全員が会員となって運営されている自治組織です。学生会は、学生の社会性の育成とキャンパス・ライフの活性化のために必要な組織ですが、会員である学生諸君の正しい認識と積極的な協力によってはじめて全員の意思が反映されるので、その自覚をもって活動されることを望みます。



#### 2 クラブハウス

学生会・クラブ活動をはじめとする課外活動全般の活性化を援助するためにクラブハウスが設置されています。

クラブハウス内には、学生会執行部室等の部屋があります。

尚、クラブハウスは学生会によって運営されています。

### 3 部活・サークル

現在活動している公認団体は次のとおりです。

学外で活動を行うサークルは、事前に学生支援室に届け出るとともに、必要な手続（保険、各種予約等）を遅滞なく行ってください。

#### 部活動

##### スポーツ系

- ・ダンス部
- ・バレーボール部（女子・男子）
- ・バスケットボール部（女子・男子）
- ・ソフトテニス部
- ・バドミントン部

##### 文化系

- ・軽音楽部
- ・美術部
- ・吹奏楽部

#### サークル

##### スポーツ系

- ・アミューズメントサークル

##### 文化系

- ・ボランティアサークル

サークル新設の申請は学生会執行部に願い出て、承認を受けてください。学生会の規程に則り、活動を行ってください。サークル新設を希望する学生は、積極的に担当者に相談してください。

# 5

## 施設の上手な利用方法

### 1 食堂・売店

#### 1 食堂

おしゃれなカフェのように明るく、広々としたスペースの食堂です。リラックスしながらゆっくり食事をし、午後の授業に向けてエネルギーを再充填できます。

1号館3階 営業時間11:30～13:30



#### 2 ヤマザキYショップ

3号館1階の売店「ヤマザキYショップ」では、文房具やソフトドリンク、スナック類等を販売しています。



Yショップ 営業時間 10:00～16:00 (月～金)

#### 3 教科書販売

教科書など教材用書籍は、前期・後期ともインターネットで販売します。詳細はガイダンスでお知らせいたします。

## 2 稲毛キャンパスのスポーツ施設

### グラウンド・敬愛アリーナ・トレーニングルーム

稲毛キャンパスのグラウンドは敬愛学園高校との取り決めにより使用できる時間が決まっています。

\* 大体育館は使用できません。人工芝グラウンドは高校が使用していない時間に限り、使用できます。

#### ● 学生の使用できる施設

敬愛アリーナ（平日16：00～21：00）

トレーニングルーム（開室時間 平日8：45～17：00）

（高校生にも開放していますが、大学生の使用を優先しています。）

\* 敬愛アリーナは、敬愛大学体育会および使用するサークルの代表により予め使用する時間が定められます。

なお、個人での使用はできません。

\* 大学の授業や各種行事があるときは使用できません。

\* トレーニングルーム使用時は、トレーニング用ウェア・シューズを着用ください。



敬愛アリーナ



トレーニングルーム

## 3 施設利用申請について

施設利用許可申請書を「届出・申請書 提出フォーム」にて提出をしてください。

利用可否を確認後、KCNIにて回答します。なお、承認まで1週間程時間を要しますので、借用の1週間前までに申請書の提出をしてください。

また、使用日が土日・祝日の場合は、承認を受けた後、申請書のコピーを警備室に届けること。

#### 【利用上の注意】

- 使用者は終了後、清掃および備品等を復元すること
- 授業時間中に使用を希望する場合は、修学支援室で予め確認の上で申請すること
- 学生への会議室およびパソコン教室の貸出は行いません

## 4 キャリアセンターの利用

### 1 就職支援について

本学では、学生の就職に関する様々な支援活動を実施しています。キャリアセンターでは入学後、早い段階から、学生一人一人の主体性を重視したきめ細やかなサポート体制を取っています。支援講座・ガイダンス等に必ず出席して、就職活動が円滑に行えるよう継続的な学びの習慣を心がけましょう。

### 2 就職支援講座・ガイダンス

2年間の実習や学生生活の過ごし方を踏まえ、卒業後の進路に向け、段階的に就職活動の準備ができるよう継続的な就職支援プログラムを用意しています。必ず出席して下さい。

#### ① 就職支援講座（全員出席）

就職活動の始め方、自己分析、業界研究（見学や説明会の参加方法）、社会人マナー、面接対策等、実践的な対策を実施しています。

#### ② 公務員試験対策講座（該当者のみ出席）

公立の幼稚園・保育所・認定こども園の保育者を旨とする学生向けに公務員試験対策講座を実施しています。筆記試験対策、面接カードの書き方、面接対策、保育実技試験対策で本番の試験に備えます。

### 3 キャリア教育

将来の目標設定から、社会を知り職業に関する情報収集をすることで、「仕事」「働くこと」「就職」について考える力を身につけます。また、ゼミ活動、就業体験を通して保育の専門性の学びの積み重ねと仕事理解や保育現場について深く理解する力や職業観を育成するものとなっています。

### 4 その他

キャリアセンターではその他、就職相談、求人紹介、履歴書添削、模擬面接等を実施し、学生の就職をサポートしています。

## 5 メディアセンターの利用

メディアセンターは、図書などの資料提供サービス、および学内の教育情報システム管理をしています。図書やノートPCの貸出、ミーティングブース等の利用には、学生証が必要です。利用方法等については、Webサイトにも掲載していますので確認してください。

URL : <https://www.u-keiai.ac.jp/kulir/>

### 1 メディアセンター（1号館2階／1階・えほんのもり）

#### ■図書館開館時間

月曜日～金曜日 9：00～18：30（2階）／9：00～17：00（1階・えほんのもり）

土・日・祝祭日・学事日程による休講日等は休館です。

※臨時閉館および開館時間変更等についてはその都度お知らせします。

#### ■貸出冊数・期間

資料の種類	貸出冊数	貸出期間
図書・雑誌	10冊以内	2週間以内（雑誌最新号は貸出できません）
絵本・コミック		1週間以内
視聴覚資料	1本	館内閲覧のみ・CDは原則として貸出可能

※長期休業中・教育/保育実習中・卒業論文作成時等の特別貸出については、その都度お知らせします。

### 2 コミュニケーションラボ（3号館2階）

#### ■開館時間

月曜日～金曜日 9：00～18：00

土・日・祝祭日・長期休業期間・学事日程による休講日等は休館です。

※臨時閉館および開館時間変更等についてはその都度お知らせします。

#### ■利用可能な設備・機器

コミュニケーションラボには以下の設備・機器が設置されています。

授業で利用している場合を除き、原則として自学自習に利用できます。大いに活用してください。

パソコン・オンライン学習ブース・ミーティングブース（6人程度の座席とパソコン）

テーブル・可動式テーブル椅子24セット・パーティション15

天板ホワイトボードテーブル6台・電子黒板・大型モニタ

## 6 情報システムの利用

### Webサイトで最新情報を確認

紙面の都合で、掲載内容は限られます。実際に利用する場合にはWebサイトで詳細を確認してください。

URL : <https://www.u-keiai.ac.jp/for-students/system/>

### 1 Keiai Campus Navigator (KCN) の利用

Webブラウザ上で利用する、キャンパスライフを送るために必須となるシステムです。シラバス確認、履修登録等の各種手続き、休講等のお知らせ、授業における課題のやりとりやテスト、在学中の活動を記録するマイステップ、アンケートなど様々な機能があります。

ユーザID : ki\*\*\*\*\* ([ki] + 各自の学籍番号)

パスワード : 各自のパスワード

### 2 e-mail (Gmail) の利用

Gmailのシステムを利用しています。PCのWebブラウザや、スマートフォンのアプリを利用してメールの送受信ができます。KCN等学校からのお知らせはこのメールに送信されますので必ず確認できるようにしてください。

メールアドレス : ki\*\*\*\*\*@u-keiai.ac.jp ([\*\*\*\*\*] は各自の学籍番号)

パスワード : 各自のパスワード

### 3 moodleの利用

Webブラウザ上で利用する、e-ラーニングシステムです。一部授業で利用します。

ユーザ名 : ki\*\*\*\*\* ([ki] + 各自の学籍番号)

パスワード : 各自のパスワード

### 4 インターネット接続認証

#### ■学内設置パソコンからのインターネット利用

学内設置パソコンからインターネットを利用するためには、メディアセンターが実施する「情報セキュリティ試験」に合格しなければなりません。不合格者は1年生の後期からインターネット接続禁止になり、授業に多大な影響があるため、前期中に確実に合格してください。

#### ■学内無線LANの利用

個人のパソコンやスマートフォンを学内の無線LANアクセスポイント (Wi-Fi) に接続できます。利用するためには、「情報セキュリティ試験」に合格する必要があります。

詳しい利用方法はWebサイトを確認してください。

URL : <https://www.u-keiai.ac.jp/kulir/pc/wlan/>

## 5 Office365の利用

在学中利用可能なマイクロソフトのOfficeを提供しています。

詳しくはWebサイトを確認してください。

URL : <https://www.u-keiai.ac.jp/kulir/pc/office365/>

## 6 印刷

学内での印刷は、ポイント消費制となっています。下記の表を確認してください。ポイントがなくなった場合は有償でのポイント購入になります。ポイントを翌年度に繰り越すことはできません。

### ■印刷ポイント数

期間	1・2年生
4/1～3/31	300ポイント
	モノクロ：1枚1ポイント、カラー：1枚4ポイント

ポイントの追加 50ポイント毎に200円
-------------------------

# 7 学内設置パソコンの利用

## 1 キャンパス内のパソコンルーム

キャンパス内には資料調査やレポート作成などに利用できるパソコンが約200台整備されています。

パソコンが利用できる教室は、講義中でなければ自由に使うことができます。利用できる時間は、教室の掲示等で確認してください。学内行事等で利用できない場合も事前に掲示します。

## 2 パソコンへのログイン方法

学内に設置したパソコンを利用するにはログインが必要です。

ユーザ名：ki\*\*\*\*\* ([ki] +各自の学籍番号)

パスワード：各自のパスワード

## 3 ファイルの保存

学内に設置したパソコンでファイルを保持する場合には、ホームディレクトリ、デスクトップ、ドキュメントフォルダ内に保存してください。それ以外の場所に保存しても、電源OFFで消去されます。

ファイルの最大保存容量は200MBです。それ以上の容量を必要とする場合は各自でUSBメモリ等を用意してください。



**自分のパスワードの管理はしっかりとしましょう！**

# II

## 資料編

### 1. 学則等規則

---

① 学則 .....	56
② 学生心得 .....	64
③ プライバシーポリシー .....	67

2. キャンパスマップ .....	68
-------------------	----

3. 学園歌 .....	78
--------------	----

4. 2025年度 学事日程 .....	80
----------------------	----

# 1

## 学則等規則

### 1 敬愛短期大学 学則

#### 第1章

#### 総 則

##### 目的

**第1条** 本学は、建学の精神である「敬天愛人」の理念に則り、一人一人の学生の尊厳を重んじ、可能性を引き出す教育を行うとともに、教育内容として“子ども”の発達の連続性及び教育と保育の関連性を重視した“子どもに関する総合的な学び”を標榜し、「敬天愛人」を自ら実践し得る、地域の初等教育・保育への使命感と奉仕の精神をもった人材の育成を目的とする。

##### 名称及び保育士養成施設の位置

**第2条** 本学は、敬愛短期大学と称する。  
**2** 本学は、千葉県千葉市稲毛区穴川一丁目5番21号に置く。

##### 目的達成と評価

**第3条** 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。  
**2** 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。  
**3** 前項の点検及び評価を行う項目とその実施体制については別に定める。

##### 教育内容等の改善

**第4条** 本学は、授業内容及び方法の改善を図る

ための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

**2** 前項の委員会については、別に定める。

#### 第2章

#### 学科・学生定員及び修業年限

##### 学科・学生定員

**第5条** 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

現代子ども学科	入学定員	150名
	収容定員	300名

##### 修業年限及び在学年限

**第6条** 本学の修業年限は2年とする。

**2** 学生は4年を超えて在籍することはできない。

#### 第3章

#### 学年・学期及び休業日

##### 学年

**第7条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

##### 学期

**第8条** 学年を分けて、次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月20日まで  
(2) 後期 9月21日から翌年3月31日まで

**2** 必要と認める場合、学長は、前項の期日を変更することができる。

## 休業日

第9条 休業日を、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本学創立記念日 5月4日
  - (4) 敬愛の日 6月3日
  - (5) 春季休業 3月20日から3月31日まで
  - (6) 夏季休業 8月5日から9月20日まで
  - (7) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで
- 2 必要と認める場合、学長は、前項の休業日を変更することがある。
- 3 第1項に定める以外に、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項に定める春季休業、夏季休業、冬季休業の期間に保育実習を実施することがある。

## 授業期間

第10条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

## 第4章

### 入学・再入学・休学・転学・ 退学・除籍

## 入学の時期

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

## 入学資格

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこ

れに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

## 入学の出席

第13条 入学志願者は、本学所定の書類を提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

## 入学者の選考

第14条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

## 入学手続き及び入学許可

第15条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、第35条別表3に定める入学金を納入しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

## 再入学

第16条 本学を退学した者又は除籍となった者が

再入学を願い出た場合、欠員のあるときに限り教授会の意見を聴いて学長が許可する。

- 2 再入学に関して必要な事項は別に定める。

## 休学

**第17条** 病気その他の事由により6ヶ月以上修学を中止しようとするときは、休学を願い出ることができる。

- 2 前項の休学願いについては、病気の場合は原則として本学学校医又は保健所長その他の医師の診断書を添え、その他の場合は詳細なる事由書を添えて提出し、教授会の意見を聴いて学長が許可する。

## 復学

**第18条** 前条により休学の許可を受けた者が、その事由の止んだときは、復学することができる。

- 2 休学者は学年の始めでなければ復学することができない。

## 休学の期間

**第19条** 休学期間は通算して2年を超えることができない。

- 2 休学期間は第6条第2項の在学年限に算入しない。

## 転学

**第20条** 他の短期大学に転学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は、教授会の意見を聴いて許可する。

- 2 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴いて学長が相当年次に入学を許可することがある。

## 退学

**第21条** 退学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は、教授会の意見を聴いて許可する。

- 2 疾病のため退学しようとする者は、第17条第2項の医師の診断書を添付しな

ければならない。

## 除籍

**第22条** 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

- (1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第19条第1項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

## 第5章

### 卒業及び学位の授与

## 卒業

**第23条** 本学を卒業するためには、第30条別表1に定める教育課程から64単位を修得しなければならない。

- 2 前項に規定する所要の単位を修得した者は、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。
- 3 卒業の認定は、学年末又は次年度前期末にこれを行うことができる。

## 学位の授与

**第24条** 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 資格の取得

**第25条** 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。  
現代子ども学科  
幼稚園教諭二種免許状  
保育士資格

- 2 前項により取得することができる保育士資格は、第30条別表2に定める必要単位を修得するものとする。

## 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等

- 第26条** 本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位は30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

## 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修

- 第27条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて30単位を超えないものとする。

## 入学前の既修得単位の認定

- 第28条** 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
  - 3 第2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第26条第2項により本学

において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

## 長期にわたる教育課程の履修

- 第29条** 本学は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修学生」という。）し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 長期履修学生の修業年限、授業料等の必要な事項は別に定める。

## 第6章 教育課程

### 教育課程及び授業科目

- 第30条** 教育課程及び授業科目の種類、単位数は、別表1、別表2—1～2—3のとおりとする。

### 単位の授与

- 第31条** 一の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

### 授業の方法及び単位の計算方法

- 第32条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
  - 3 前項の授業の方法により修得することのできる単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。
  - 4 各授業科目の単位数は、1単位の授業科

目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

### 成績の評価基準

- 第33条** 試験等による成績の評価は、AA、A、B、C、Dの5段階とし、Dを不合格とする。
- 2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100～90点	AA
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59～0点	D(不合格)

## 第7章

### 入学検定料、入学金、授業料、その他の費用

#### 入学検定料

- 第34条** 入学志願者は、別表3に定める入学検定料を納付しなければならない。

#### 入学金・授業料等の納入

- 第35条** 入学金、授業料、施設費、実習費及び教育充実費は、別表3に定める額を納入しなければならない。
- 2 授業料及び施設費は前期(4月)、後期(9月)に分けて納入することができる。ただし特別の事情があると認められる者は、延納願の提出により延納を認めることがある。

#### 納入した授業料等

- 第36条** 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、返還しない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、その全部又は一部を返還することができる。

### 休学期間の在籍料

- 第37条** 学則第17条の規定により休学を許可された者は、休学期間中の授業料等を免除し、休学在籍料を納入しなければならない。
- 2 1年間の休学を許可された者は100,000円、前期又は後期の休学を許可された者は50,000円の休学在籍料を指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 休学期間中の授業料等を納付済みの場合には、休学在籍料を差引いた額を返還する。

### 退学及び停学の場合の授業料

- 第38条** 学年の途中で退学又は除籍された者の当該期間分の授業料は徴収する。
- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

### 学年の途中で卒業する場合の授業料

- 第39条** 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は別に定める。

### 奨学金

- 第40条** 奨学金に関する規程は別にこれを定める。

## 第8章

### 職員組織及び職務

#### 職員組織

- 第41条** 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。
- 2 学長は校務を掌り所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教

授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

- 6 講師は、教授又は准教授に准ずる職務に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織において教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 事務職員は事務に従事する。

## 第9章 教授会

### 教授会

**第42条** 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### 教授会の構成

**第43条** 教授会は教授をもって組織する。教授会で必要と認めるときは、准教授、講師又は助教、その他の職員を加えることができる。

- 2 前項の教授会に関する規程は、別に定める。

## 第10章

### 科目等履修生・特別聴講生・外国人留学生・委託生

#### 科目等履修生

**第44条** 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、本学学則第31条、第32条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

#### 特別聴講生

**第45条** 本学は他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む）との協議により、当該短期大学等の学生に特別聴講生として本学の授業科目を履修させることができる。

- 2 本学は、教育目的を達するに必要と認めるときは、学生に他の短期大学又は大学において特別聴講生として科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位は30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

#### 外国人留学生

**第46条** 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

#### 委託生

**第47条** 公共機関その他から委託生としての入学

の申し出のあるときは、本学の教育、研究に支障のない限り、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が委託生として入学を認めることがある。

- 2 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第11章 附属施設及び学生寮

### 附属施設

**第48条** 本学にメディアセンター、並びに総合子ども学研究所を置く。

- 2 前項の付属施設に関して必要な事項は、別に定める。

### 学生寮

**第49条** 本学に学生寮を置くことができる。

- 2 学生寮に関する規定は、別に定める学寮の寮則による。

## 第12章 賞罰

### 褒賞

**第50条** 学生の褒賞に関して必要な事項は、別に定める。

### 懲戒

**第51条** 学生がその本分に違反した場合に、学長は調査委員会を設置し慎重に調査・審議し教授会の意見を聴いて懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
- 3 処分の手続き及び調査委員会については、別に定める。

## 第13章 公開講座

### 公開講座

**第52条** 地域社会の教養を高め地域社会文化の向

上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 学則中第35条の別表3に定める入学金及び施設費の改正は、令和6年度入学生から適用し、令和5年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

別表3（第34条、第35条関係）

## 入学検定料及び入学金等

項目	学科	現代子ども学科	備考
入学検定料		30,000円	
入学金		250,000円	入学時
授業料		680,000円	年額
施設費		240,000円	年額
実習費		50,000円	年額
教育充実費		15,000円	年額

備考

- 1 入学金、実習費、教育充実費は、指定された期日までに納めること。
- 2 指定の期日までに入学の辞退を申し出た者には、入学検定料、入学金を除く納入金を返還する。

## 2

# 敬愛短期大学 学生心得

この学生心得は、学則等の諸規定、社会における基本的なルールやマナーとあわせて、学生として心がけておくべき規範です。本学学生としての誇りを持って行動し、自身だけでなく大学の信頼を失墜させることのないよう心がけてください。各申請についてはP.12を確認してください。

### 学生証

- 学生証は本学の学生であることを証明するものです。常に携帯し、教職員から請求のあった時にすぐに呈示してください。
- 学生証は毎年年度始め（4月）に検認を行い、在籍確認の更新をしてください。学生証裏面の「在籍確認・通学定期乗車券証明書」シールを必ず更新してください。
- 学生証は、本学学生としての身分に変更があった場合は、直ちに変更・返還してください。
- 学生証を紛失・破損したときは、直ちに再交付を受ける手続をしてください。

### 通学証明書および学生旅客運賃割引証

- 通学証明書は、学生支援室で発行してください。
- 学生旅客運賃割引証は、証明書自動発行機で発行してください。
- 休学期間中は、通学証明書および学生旅客運賃割引証の発行を受けることはできません。
- 科目等履修生、聴講生は、通学証明書および学生旅客運賃割引証の発行を受けることはできません。

### 住所変更および身上異動

- 入学の際に届け出た本籍（国籍）、住所、電話番号に変更があったときは、その都度学生支援室に届け出てください。

### 保健衛生

- 学校保健安全法の定めにより、毎年4月に定期健康診断を受けなければなりません。必ず受診してください。

- 平素から健康管理に留意するとともに、病気や怪我の予防に努めてください。

### 言葉づかい、身だしなみ

- 挨拶、言葉づかい
  - ・気持ちの良い挨拶を心掛け、自ら率先してください。
  - ・相手に応じた言葉のつかい方や態度を心がけてください。
- 身だしなみ等
  - 本学の学生として、教育者・保育者を志す者として、相応しい身だしなみを整えることを意識し、周囲からの信頼を損なうことのないよう心がけてください。
  - 実技の授業等の場合には、髪を束ねる等し、その活動内容にふさわしい髪型にしてください。
  - 頭髮に関しては自然色としてください。
  - 服装や靴について、通学時や実習時は、活動や運動に支障の無いものを着用してください。

### 器物保全

- 大学の施設は公共施設です。施設の保全と清潔に努め、安全に生活できるよう留意してください。
- キャンパス内は指定された場所を除き、全面禁煙です。例え成人でも保育者をめざすものとして、短大生の喫煙は禁止です。

### 課外活動

- 学生は、学習・研究活動だけでなく、積極的に学内外での課外活動に参加しましょう。
- 課外活動のために大学施設を使用するときは、その期日の1週間前までに学生支援室に届け出てください。
- 学生が課外活動の一環として学外活動を行う際は、事前に学生支援室に届け出てください。また活動終了後は、活動報告を届け出てください。

### 掲示等

- 学内でポスターやチラシ等の掲示・配布を希望するときは、学生支援室に申し出て許可を受け

てください。なお掲示をする場合は、A3縦サイズまでとし、原則2週間以内です。

### 募金活動、署名活動、物品販売等

- 学内で募金活動、署名活動、物品販売等の実施を希望するときは、学生支援室に申し出て許可を受けてください。
- 募金活動、署名活動、物品販売等において、各団体は自己の責任において管理・運用を行い、社会貢献の一環として責任ある行動を心がけるよう努めてください。
  1. 物品の管理
  2. 収益の管理
  3. 情報の保護と個人情報の取り扱い

### 盗難・紛失の防止

- 学生は自らの所持品の管理・保管に十分留意し、盗難や紛失によって不利益を被らないように心がけてください。
- 遺失物を発見したときは、学生支援室に届け出てください。

### 携帯電話等のマナー遵守

- 学内では携帯電話等はマナーモードに設定してください。
- 携帯電話等の充電はモバイルバッテリー等の持参を推奨しています。

### アルバイト

学業を第一とし、学校生活を最優先に考えてください。学生時代は人生にとってお金に換え難い貴重な時間です。限られた時間を有効に使うように心がけ、以下のことを守ってください。

- 実習期間中（前後も含む）は、実習に専念してください。
- 試験前はアルバイトを控え学習に専念してください。
- 土曜日や振替休日・祝祭日に授業を行うことがあるため、学年暦を確認しアルバイトの予定を考えてください。
- 業種・就労条件等をよく調べ、健康管理上好ましくないもの、危険なものは避けてください。

### SNSの利用

- 将来の自分のために、考えながら使う習慣を身につけてください。
  - ・公開性  
ネットは公開されているためインターネットを利用する人ならば誰でも見ることができます。たとえメンバー限定や鍵付きであっても読む人の“うっかり”で流出してしまうことがあるため、「人に見られても大丈夫な内容か」「後悔する要素がないか」を確認することが必要です。
  - ・コピー・保存・転送が容易  
一度ネットに載った文や写真は、誰もが簡単にコピーできます。また、コピーデータは劣化せず、保存、大勢へのばらまき、Web再公開も可能であり、完全に削除することはできません。
  - ・追跡性  
見た目では「匿名」でも、ネット上のIPアドレスは固定であり、事件や犯罪に関わるような場合は、追跡でき、発信者の特定が可能です。
- ルール、モラル、マナーに違反する内容を書き込まないでください。  
モラルを逸脱した行動や発言（他者への誹謗中傷、個人情報の漏えい、守秘義務違反以外に、未成年者の飲酒、飲酒運転、カンニングのような不正行為の公表など）は、ネット上でも激しい批判を浴びることになり、それ自体が違法行為、規範違反となります。厳に慎んでください。
- 個人情報保護法 プロバイダー責任制限法  
SNS上の誹謗中傷投稿防止法等を正しく知り、加害者・被害者にならないようにしてください。
  - ・他者の個人情報を許可なく載せてはいけません  
個人情報は、実名や顔写真、肩書、所属だけでなく、行動も含まれます。個人には、こうした自己に関する情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。  
例えば「有名人が何をしていた」という書き込みは、その有名人の個人情報の漏えい、プライバシーの侵害にあたります。一般人に対しても同様で、友人や教職員についての気軽な投稿であっても迷惑行為、人権侵害行為になります。厳に慎んでください。
  - ・誹謗中傷の禁止  
正しい運営をしているブログ、コミュニ

サイトの利用規約には、「誹謗中傷の禁止」が明示されています。実名が出ていなくても、関係者には、その個人や団体が識別できる形で、社会的評価を不当に貶める誹謗中傷は、名誉棄損に該当します。例えば、友だちや教員、大学やバイト先、就職活動先等に対する一方的な不平、不満、暴言は、相手の名誉を棄損している可能性があります。

不用意な書き込みや感情任せのやり取りがトラブルの原因となります。ストレスがたまると人は、書いて良いことと悪いこととの判断が鈍るため、常に読む人を考え、感情に走らず、考えて発信する習慣を身につけ、トラブルを防いでください。

誹謗中傷・個人情報の流出等は、「人権侵害」行為であることを認識し、厳に慎んでください。

- 職務上知りえたことに対する守秘義務  
実習中にSNSを使うこと、実習に関する内容の発信は禁止します。

実習先・アルバイト先等で知りえた情報やシス

テムについて漏えいすることは、守秘義務違反、服従規程違反にあたります。特に本学では教育者・保育者の養成機関として実習を行います。その際は、社会の一員として子どもや実習先に迷惑を掛けぬよう、人権意識を高く維持し、法令遵守に努めてください。

#### 禁止事項

以下の行為は決して行わないでください。

- 20歳未満の喫煙、および喫煙所以外での喫煙
- 20歳未満の飲酒、および学内での飲酒
- 無許可での自転車、バイクでの通学。自動車での通学
- 違法な薬物（大麻、覚醒剤等、いわゆる「危険ドラッグ」等）の入手や使用、譲渡
- 暴力行為
- ハラスメント行為
- 危険を伴う、および違法なアルバイト
- その他社会通念上好ましくない行為

【令和7年4月1日現在】

# 3 学校法人千葉敬愛学園 プライバシーポリシー

## 個人情報保護に関する方針

千葉敬愛学園は個人情報の重要性を認識し、適正な取扱い及び管理を行います。

学校法人千葉敬愛学園（以下、本学園という）は敬愛大学、敬愛短期大学、千葉敬愛高等学校、敬愛学園高等学校、認定こども園敬愛短期大学附属幼稚園において、学生、生徒、園児及びその保護者または保証人入学志願者、科目等履修生、公開講座受講生、留学生採用応募者など学園に関わる方々の個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いと管理を行います。

### 個人情報の収集、利用、提供を適切に行います。

本学園が収集した個人情報は、その収集した目的以外の目的に利用することはございません。また、同意なしに本学園以外の第三者に提供することや第三者から不正に個人情報を収集することはいたしません。ただし、法令による警察・裁判所等の公共機関からの開示を求められた場合および本人の生命・身体・財産の安全確保のために緊急に提供が必要な場合は本人の同意なしに第三者に提供する場合がございますのでご了承下さい。

### 個人情報保護のための管理を適切に実施します。

本学園が保管する個人情報の漏洩・流出を防ぐために、本学園教職員に対して個人情報保護の重要性についての啓発に努めるとともに、個人情報の安全管理体制の構築、個人情報保護のための規定等の整備、情報システムにおける不正アクセス及び不正利用を防ぐための安全対策を実施します。

### お問い合わせにおける個人情報の保護をいたします。

メールまたは電話によるお問い合わせにおける個人情報に関しては、お問い合わせについての回答及び詳細の確認以外の目的で利用することはありません。また、そのメールが流出したり、他の目的に利用することのないように安全管理対策を実施します。

## 本学園ホームページに関する方針

アクセスログの不正な使用はいたしません。

本学園ホームページ（敬愛大学・敬愛短期大学ホームページ、千葉敬愛高等学校ホームページ、敬愛学園高等学校ホームページ、認定こども園敬愛短期大学附属幼稚園ホームページ）において、取得するアクセスログは本学ホームページに関する管理や利用状況の調査に関する以外には使用いたしません。

Cookieの不正な利用はいたしません。

本学園ホームページにおいて、一部cookieを使用するページがありますが、閲覧者がより快適に本学園ホームページを利用するために使用しているだけで、具体的な個人を特定するために利用するわけではございません。また、本学園においては、利用者の動向調査にのみCookieを利用します。

## 開示・訂正・利用停止等の手続きについて

お預かりした個人情報が不正確である場合には正確なものに変更させていただきます。

個人情報の開示、訂正、利用停止に関しては、下記の相談窓口にお申し出ください。

その際、お申し出の方がご本人もしくは保護者の方であることを確認させていただいた上で速やかに対応させていただきます。

また、ご希望の全部または一部に応じられない場合はその理由をご説明いたします。

敬愛大学・敬愛短期大学：大学運営室

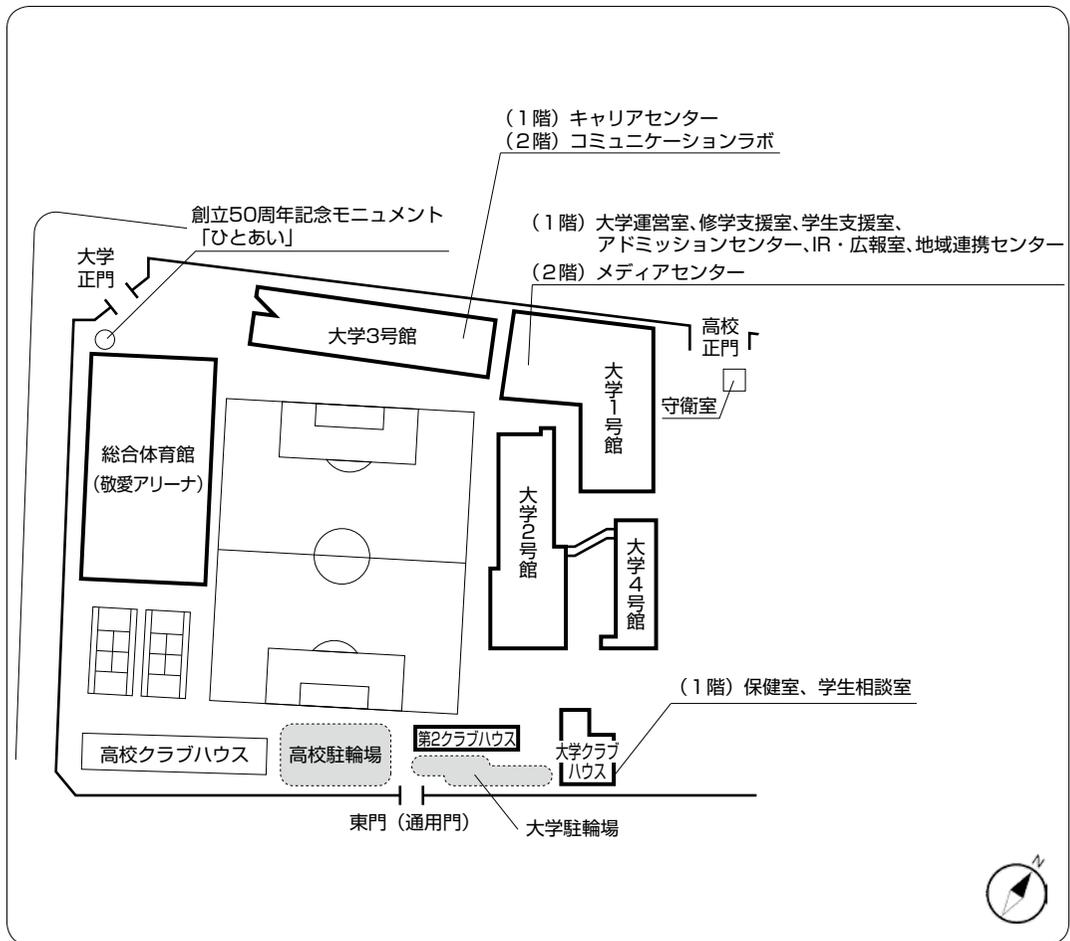
## 本プライバシーポリシーについて

本プライバシーポリシーは、適宜改正及び訂正いたします。

【令和6年4月1日現在】

# 2

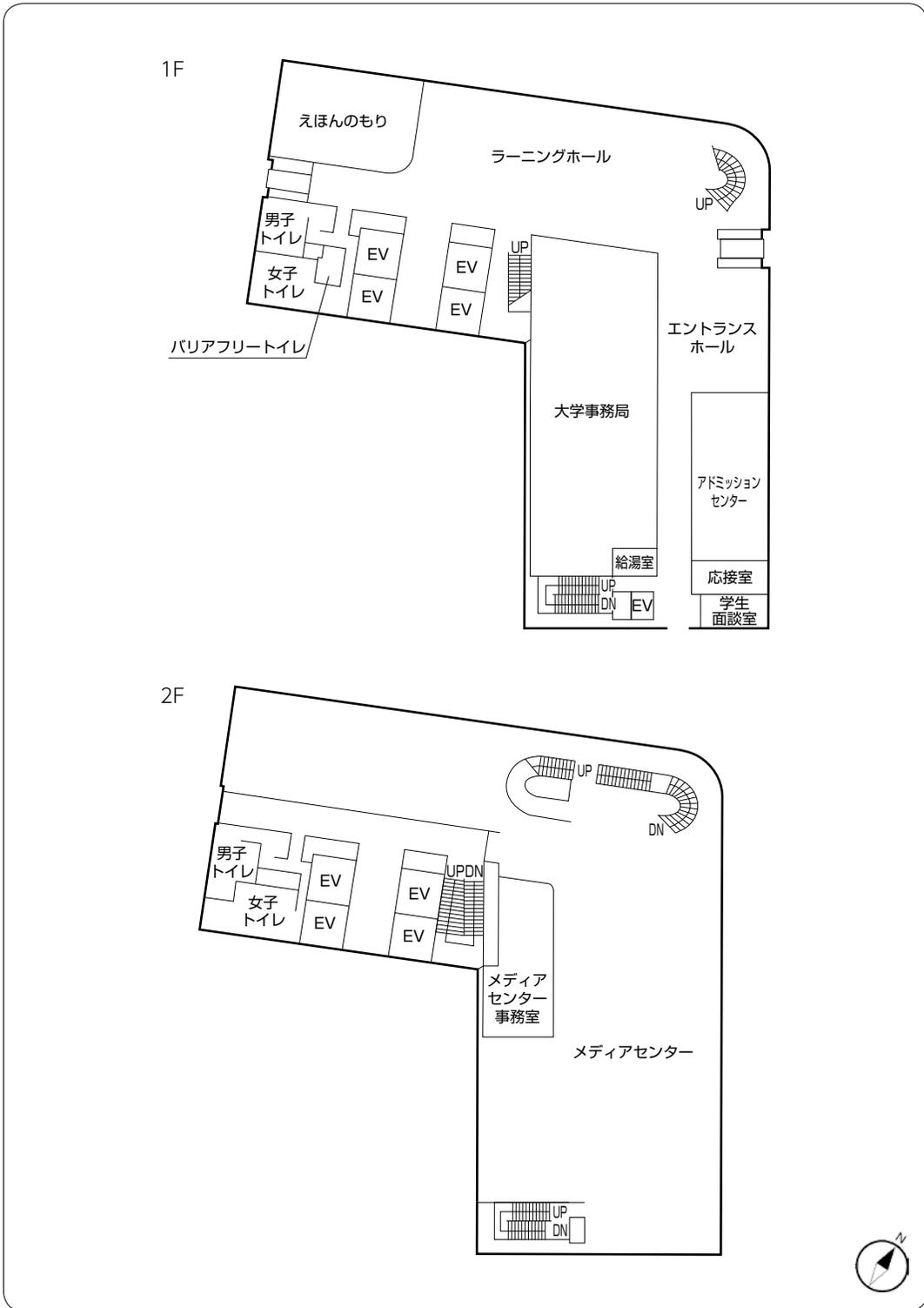
## キャンパスマップ



### 教室番号と配置

$\frac{2}{\uparrow}$   $\frac{3}{\uparrow}$   $\frac{01}{\uparrow}$  教室 :  $\frac{2}{\text{建物番号}}$   $\frac{3}{\text{階数}}$   $\frac{01}{\text{番号}}$  教室

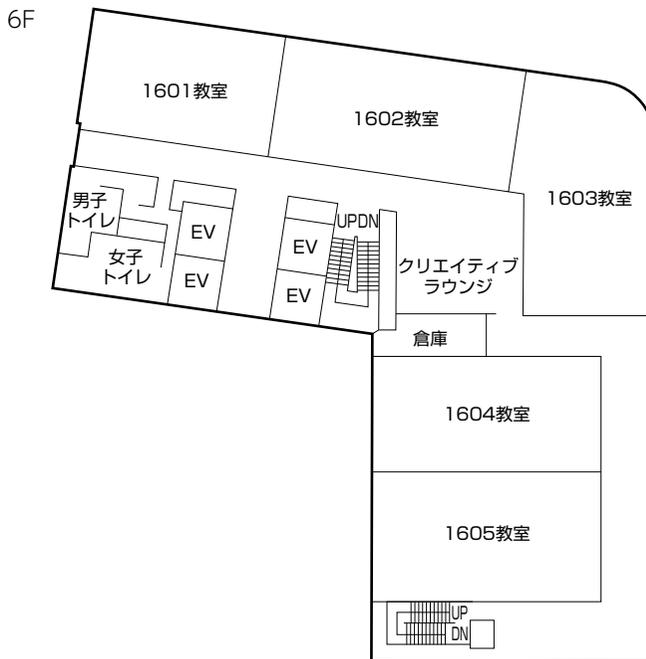
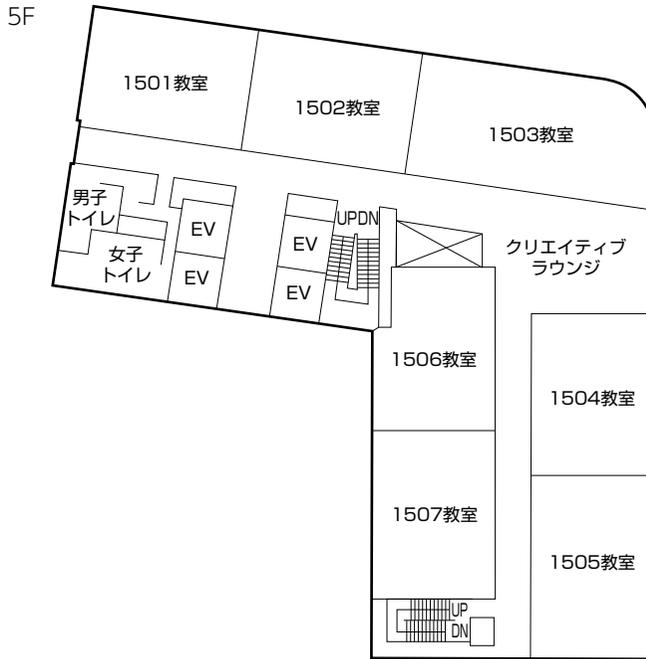
# 大学 1 号館



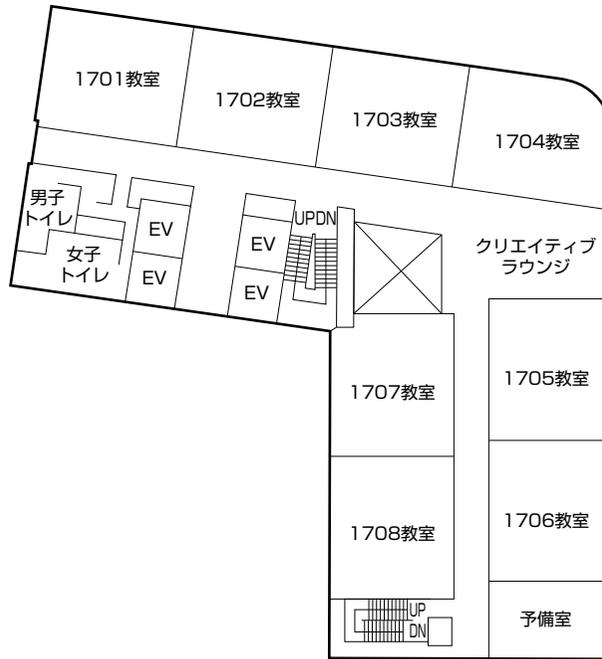
## II 資料編

2 キャンパスマップ

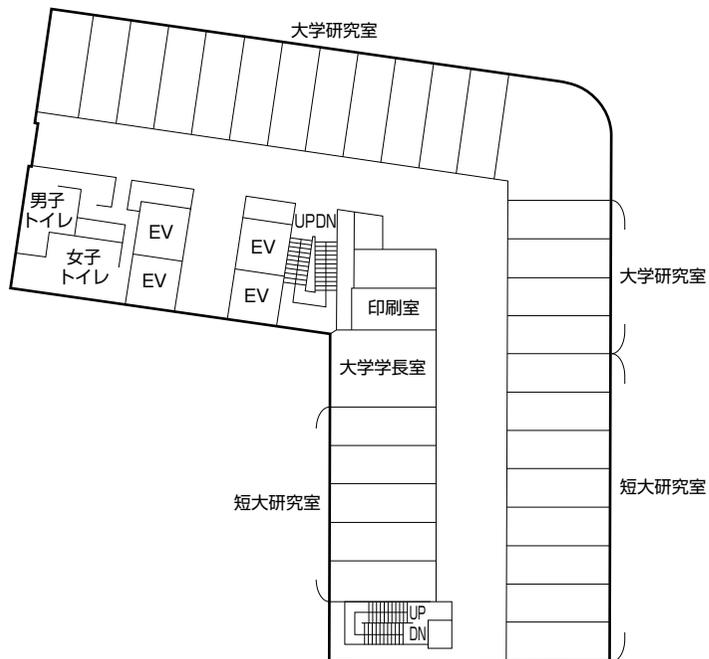




7F

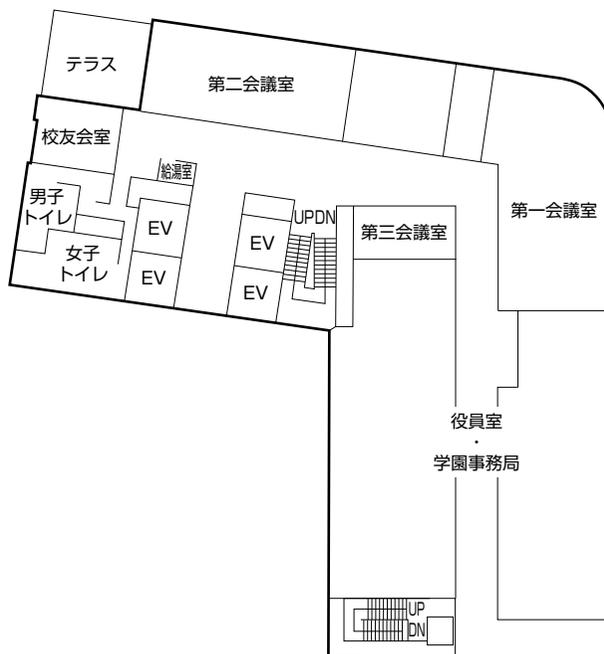


8F



※9Fは学生の立入禁止フロアです。

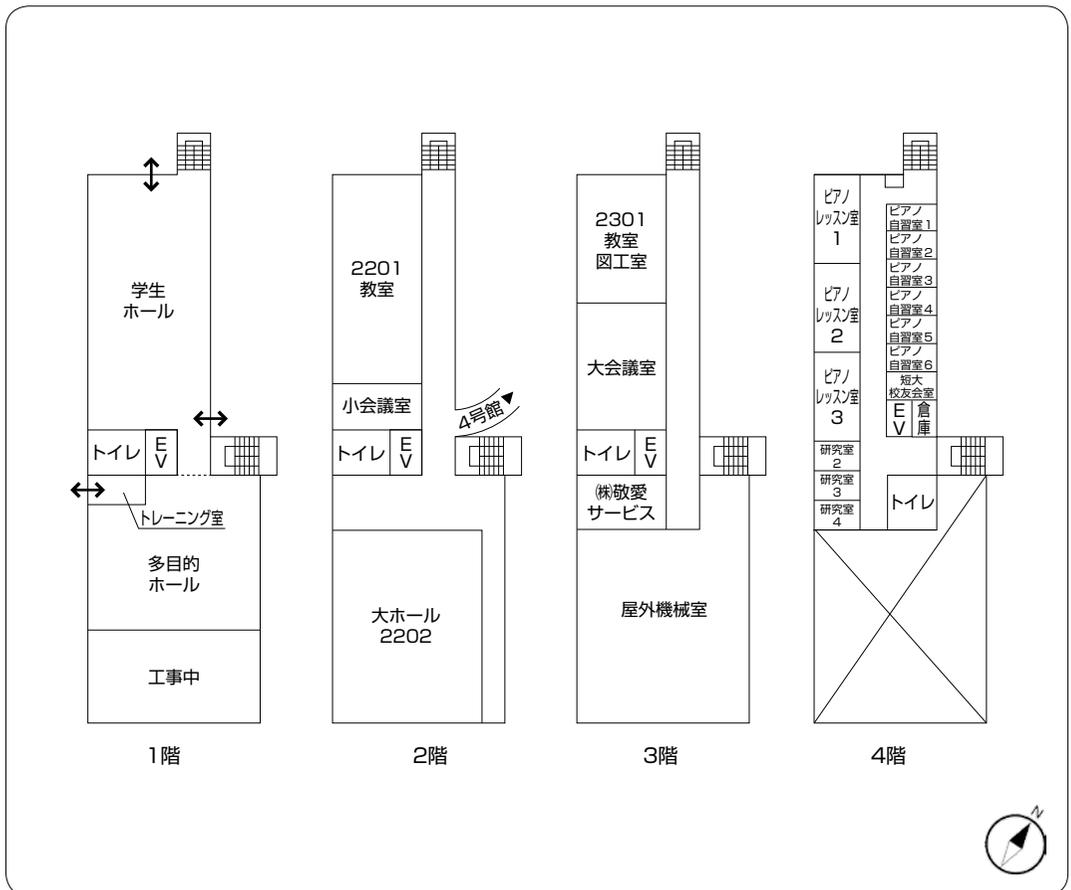
9F



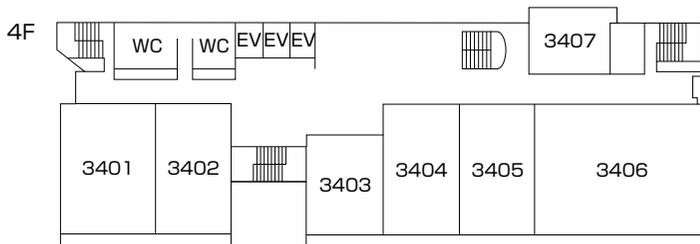
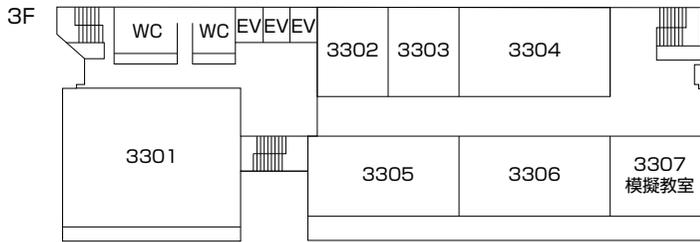
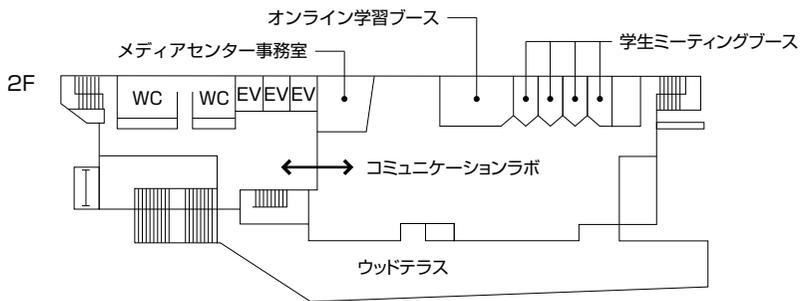
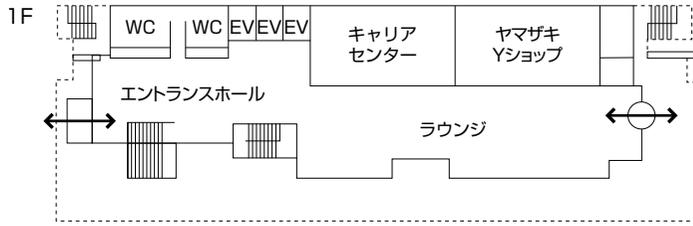
## II 資料編

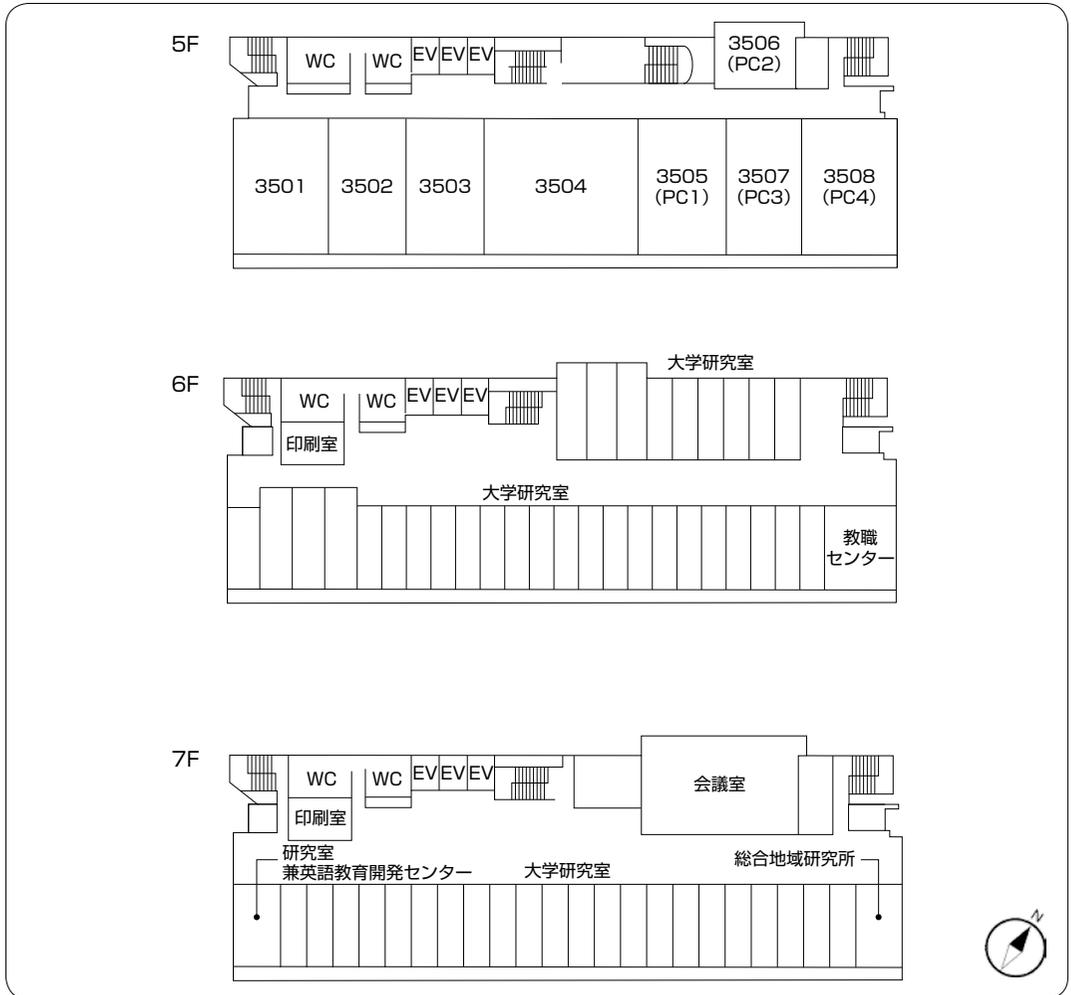
### 2 キャンパスマップ

## ■大学2号館

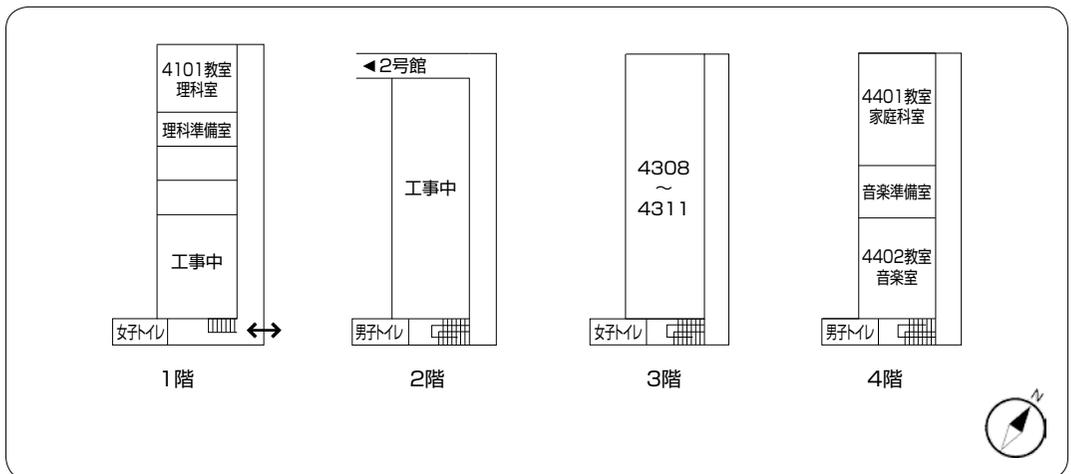


# ■大学3号館



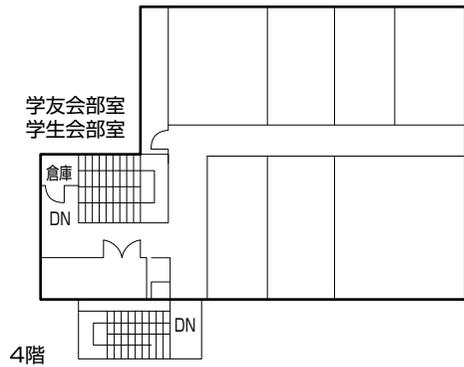
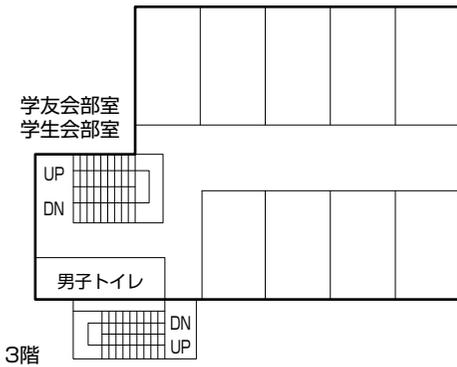
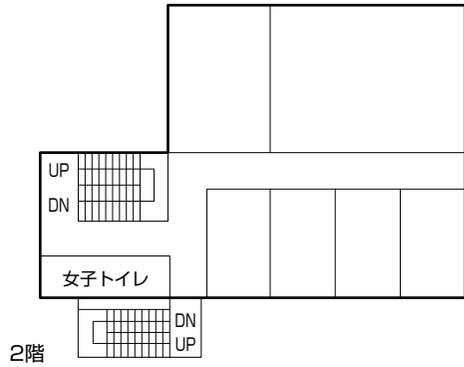
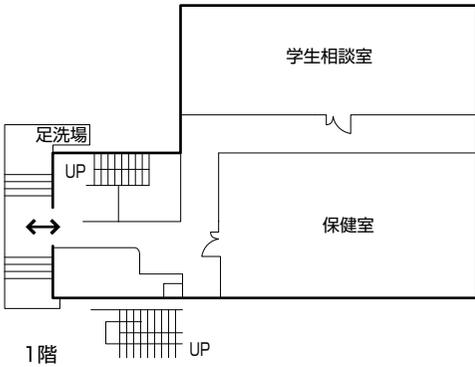


## 大学4号館

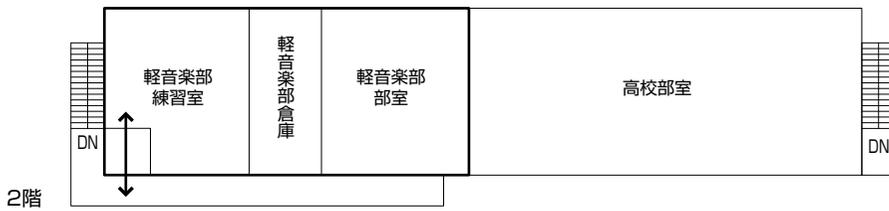


# クラブハウス (2024年3月現在)

## クラブハウス



## 第2クラブハウス



# 3

## 学園歌

松村清三郎 作詞  
鈴木 松竹 作曲

1. てんちを つらぬく まごころを  
2. そーでが うらわの あさかぜに

とーわに まもりて うごきなーく  
あーおげ ふがくの ゆうしをーば

やーまと だましい おおしくも  
あ おぎて うたえ もろとも に

ふ るいーてー た たん わが と も よ  
て んにーもー ひ びけ おた け び は

(二)

袖が浦曲の 朝風に  
仰げ富嶽の 雄姿をば  
仰ぎて歌へ 諸共に  
天にも響け 雄叫びは

(一)

天地を貫く 真心を  
永久に守りて動きなく  
大和魂 雄々しくも  
奮ひて立たん 我が友よ



# 4

## 2025年度 学事日程

2025年 4月		2025年 5月		2025年 6月	
1	火	1	木	1	日
2	水	2	金	2	月
3	木	3	土	3	火
4	金	4	日	4	水
5	土	5	月	5	木
6	日	6	火	6	金
7	月	7	水	7	土
8	火	8	木	8	日
9	水	9	金	9	月
10	木	10	土	10	火
11	金	11	日	11	水
12	土	12	月	12	木
13	日	13	火	13	金
14	月	14	水	14	土
15	火	15	木	15	日
16	水	16	金	16	月
17	木	17	土	17	火
18	金	18	日	18	水
19	土	19	月	19	木
20	日	20	火	20	金
21	月	21	水	21	土
22	火	22	木	22	日
23	水	23	金	23	月
24	木	24	土	24	火
25	金	25	日	25	水
26	土	26	月	26	木
27	日	27	火	27	金
28	月	28	水	28	土
29	火	29	木	29	日
30	水	30	金	30	月
31	土	31	土		

2025年 7月			2025年 8月			2025年 9月		
1	火		1	金		1	月	
2	水		2	土		2	火	
3	木		3	日		3	水	前期成績発表(1・2年生)
4	金		4	月		4	木	
5	土	レクリエーション大会・ダンス発表会	5	火		5	金	
6	日		6	水	オンデマンド授業(2年生) 8/6-8/15	6	土	
7	月		7	木		7	日	教育後援会役員会
8	火		8	金		8	月	
9	水		9	土		9	火	
10	木		10	日		10	水	
11	金		11	月	山の日	11	木	
12	土		12	火		12	金	
13	日		13	水	学園一斉休業	13	土	
14	月		14	木	↓	14	日	
15	火		15	金	↓	15	月	敬老の日
16	水		16	土		16	火	
17	木		17	日		17	水	
18	金		18	月		18	木	
19	土		19	火		19	金	後期ガイダンス(1・2年生)
20	日		20	水		20	土	
21	月	海の日 授業日	21	木		21	日	
22	火		22	金		22	月	後期授業開始
23	水		23	土		23	火	秋分の日
24	木	補講日(1年生)	24	日		24	水	
25	金	補講日(1年生)	25	月		25	木	
26	土		26	火		26	金	
27	日		27	水		27	土	
28	月		28	木		28	日	
29	火	前期授業終了(1年生)	29	金		29	月	
30	水		30	土		30	火	後期学費等納入期限
31	木		31	日				

※日程の詳細や変更・追加は、その都度掲示等で周知します。

2025年 10月			2025年 11月			2025年 12月		
1	水		1	土		1	月	
2	木		2	日		2	火	
3	金		3	月	文化の日 授業日	3	水	
4	土		4	火		4	木	
5	日		5	水		5	金	
6	月		6	木		6	土	
7	火		7	金		7	日	
8	水		8	土		8	月	
9	木		9	日		9	火	
10	金	避難訓練	10	月		10	水	
11	土		11	火		11	木	
12	日		12	水		12	金	
13	月	スポーツの日 授業日	13	木		13	土	
14	火		14	金		14	日	
15	水		15	土		15	月	
16	木		16	日		16	火	
17	金	臨時休講(敬愛フェスティバル準備)	17	月		17	水	
18	土	<b>敬愛フェスティバル</b>	18	火		18	木	
19	日	<b>敬愛フェスティバル</b>	19	水		19	金	
20	月	オンライン授業(敬愛フェスティバル後片付け)	20	木		20	土	
21	火		21	金		21	日	
22	水		22	土		22	月	
23	木		23	日	勤労感謝の日	23	火	年内最終授業日
24	金		24	月	振替休日 授業日	24	水	
25	土		25	火		25	木	
26	日		26	水	学生会選挙	26	金	
27	月		27	木		27	土	
28	火		28	金		28	日	
29	水		29	土		29	月	年末年始一斉休業(~1/3)
30	木		30	日		30	火	
31	金					31	水	

2026年 1月			2026年 2月			2026年 3月		
1	木	年末年始一斉休業(~1/3)	1	日		1	日	教育後援会役員会
2	金		2	月	補講日(1年生)	2	月	
3	土		3	火	補講日(1年生)	3	火	
4	日		4	水		4	水	
5	月		5	木		5	木	
6	火		6	金	成績発表(2年生)	6	金	
7	水		7	土		7	土	
8	木		8	日		8	日	
9	金	授業再開	9	月		9	月	
10	土		10	火		10	火	
11	日		11	水	建国記念の日	11	水	
12	月	成人の日	12	木		12	木	
13	火		13	金		13	金	
14	水		14	土		14	土	
15	木		15	日		15	日	
16	金	オンライン授業	16	月		16	月	
17	土	大学入学共通テスト	17	火		17	火	
18	日	大学入学共通テスト	18	水		18	水	
19	月		19	木		19	木	
20	火		20	金	成績発表(1年生)	20	金	春分の日
21	水		21	土		21	土	
22	木		22	日		22	日	
23	金	後期授業終了(2年生)	23	月	天皇誕生日	23	月	卒業証書・学位授与式
24	土		24	火		24	火	ガイダンス
25	日		25	水		25	水	
26	月		26	木		26	木	
27	火	補講日(2年生)	27	金		27	金	
28	水	補講日(2年生)	28	土		28	土	
29	木	補講日(2年生)	/			29	日	
30	金	後期授業終了(1年生)				30	月	
31	土					31	火	

※日程の詳細や変更・追加は、その都度掲示等で周知します。

## シンボルマーク・デザインコンセプト



# 敬愛短期大学

未来へ、君へ。

外側の大きな円は、「敬天愛人」の理念の中にある天、或いは、天性 (natural abilities) を表わし、その中の楕 (だ) 円は、そうした天性からほとぼしる子供たちのパーソナリティやエネルギーを表現しています。

全体一色で表わされた赤 (パッションレッド) は、躍動・情熱・積極性・発展性を意図するとともにコミュニケーション上におけるインパクトを狙ったものです。

全体に丸いカタチは、スローガンの“未来へ、君へ”と相乗して、ここにも千葉敬愛学園の建学の精神「敬天愛人」の大いなる愛や暖かさを概念したものです。

## 敬愛短期大学 公式SNS

X(旧Twitter)



Instagram



## CAMPUS LIFE 2025

2025年4月1日 発行

敬愛短期大学 学生支援室・修学支援室

千葉県千葉市稲毛区穴川1-5-21 〒263-8588

電話 (043) 284-2381 (学生支援室直通)

(043) 284-2253 (修学支援室直通)

(043) 251-6363 (代表)